

# 第99期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報

日時: 2024年5月29日(水曜日)  
午前9時 受付/ウェブサイト配信開始  
午前10時 開会  
場所: 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地  
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く  
未来のくらしを創造する

# イオンの経営者は、 90万人以上。

イオンは本年度、株式上場50周年を迎えました。

企業価値の最大化に向け

ガバナンスにおいても更なる進化を目指し、  
上場企業の中でもいち早く指名委員会等設置会社へ移行、  
ハイブリッド出席型の開かれた株主総会を開催するなど  
時代を先取る革新に努めてまいりました。

イオンは、

「お客さま株主」が90万人を超える企業です。

お客さまでもある株主の皆さまの声を  
売場やサービス、そして経営に生かすことができるからこそ  
次の新たな一歩へつながり、  
より良い暮らしを実現できると信じています。

経営をともにするより多くの皆さまと

豊かな未来を目指して

株式上場50周年

AEON



## ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

イオンは、発災直後より店舗の避難所としての開放や早期の営業再開、支援物資の供給、全国店舗における支援募金などを実施いたしました。また、地域の安全・安心の確保に向けたグループ従業員の迅速な行動に対して、多くの方より感謝のお声をいただきました。こうした取り組みは、「イオンの基本理念」の実践そのものであり、引き続き、被災地域の一日も早い復旧・復興に貢献してまいります。

当社を取り巻く環境は、不安定な国際情勢による世界的なインフレの進行や、各国での異常気象、社会的な格差の拡大など、多くの社会課題に直面しています。2023年度は、日本国内において経済の正常化に伴う消費活動の活発化、日経平均株価が最高値を更新するなど、好景気の側面が目立ちましたが、その一方で、急激な物価上昇による実質賃金のマイナスが継続しております。当社としてはむしろ消費者の節約志向が高まり、消費の二極化がより進んでいるものと捉えております。

こういった不確実性の高い環境下においては、企業の根幹である基本理念に基づく経営がより重要であり、環境の変化を捉えた事業活動を通じて、地域社会、さらには社会全体の課題解決に貢献していける企業が支持され、健全かつ高い成長率を保っていけるものと考えております。本年度、当社グループは4年目を迎える中期経営計画のもと、「デジタル」「商品」「健康」「地域」「アジア」の5つの変革と「環境・グリーン」を着実に進めております。イオンの成長が地域の豊かさに繋がり、多くのステークホルダーの皆さまから応援され、期待される企業を目指し、成長戦略の実効性を高めてまいります。

当社は、1974年に東京・大阪・名古屋の3つの証券取引所に同時上場してから、今年で50周年を迎えました。上場した当時、関西・中部圏に約100店舗の展開でしたが、小売業の近代化への貢献とナショナルチェーンによる生活の向上を目指し、新規出店・事業多角化といった成長戦略を加速させました。株主の皆さまのご支援のもと、現在では、日本・中国・アセアンを中心に約1万7千店舗、営業収益9兆円を超えるグループ企業へと成長しました。次の50年に向けて、経営のパートナーである株主の皆さまとともに、時代を先取りした経営の革新に挑戦し、更なる企業価値向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2024年4月  
取締役 代表執行役社長

吉田昭夫

## ■ イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

イオンは、小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭で並べられたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかなければならないと決意したのです。

平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのまま与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってはじめて保たれるのです。

イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。

人間に関しては、一人ひとりを信じ、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。

岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びまし

た。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とのつながり」のなかで、他者とともによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。

地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。

小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつなのです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。

イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にするということの重要な基盤なのです。

イオンでは、基本理念が企業価値の根幹であり、これを不変のものとするために株主の皆さまにご承認いただき

お客さまを第一にするということは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンピープルのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。

そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。

企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状を続けることが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンピープルの一人一人は、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。

家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。

イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しようとして、行動してゆきます。



## イオングループ未来ビジョン 一人ひとりの笑顔が咲く 未来の暮らしを創造する

### 【3つの姿勢】

#### ・ 想いをもとに、自発的に行動する

お客さま基点にそれぞれが想いをもち、発信し、行動します。自発的な行動で生み出す対話と協働のうねりを、革新の力にしていきます。

#### ・ 学び続け、新たな価値を創造する

学び続けることで、行動の可能性を広げます。実践から知恵を拓き、自らの専門性を磨くことで、新たな価値を創造していきます。

#### ・ つながり築き、育み、共創する

企業、グループ、組織の壁を越え、多様なつながりを築き、育みます。つながりによって、互いの学びと価値創造のサイクルを加速させ、未来の暮らしを共創していきます。

### 【1つの誓い】

#### 「真摯、誠実であり続ける」

真摯さ、誠実さがあるからこそ、行動が信用され、想いに共感が生まれます。お客さまや仲間からの共感が、共創の起点となります。私たちは、これからも真摯、誠実であり続けることを誓います。

## 招集ご通知

証券コード 8267

2024年4月30日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

**イオン株式会社**

取締役  
代表執行役社長 吉田 昭夫

### 第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会は、会場またはインターネットでご出席いただくことができます。**なお、インターネットでのご出席の場合は、事前登録が必要となります。また会場でのご出席の場合は来場者登録にご協力ください。**ご出席を希望される場合は、本招集ご通知47～48頁をご確認のうえ、登録をお願いします。また、**当日ご出席されない場合は、インターネットまたは郵送等で、事前に議決権のご行使を行うこともできます**ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年5月28日(火曜日)午後6時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしご確認ください)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiji/>



#### 【インターネット等による議決権行使の場合】

事前のインターネット等による議決権行使に際しては、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

詳しくは、45～46頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

#### 【郵送による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

- 1 日 時** 2024年5月29日(水曜日)午前10時
- 2 場 所** 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5
- 3 目的事項**

- 【報告事項】** 1. 第99期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告、  
連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 【決議事項】** **第1号議案** 取締役9名選任の件  
**第2号議案** 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件

#### 4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制および運用状況等)、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

- (2) 郵送およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱います。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- (4) 事前に議決権行使を行い、当日、ご出席いただいた場合は、当日、ご出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。但し、当日、インターネットでご出席された株主さまが事前に議決権を行使されている場合、事前の議決権行使の効力を取り消さず維持し、当日の採決のタイミングまでに新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄するものとして取り扱います。

以上

- 当日、会場でご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は前頁に記載の当社ウェブサイトでお知らせします。随時更新いたしますので、ご確認ください。

※議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントがあります。  
(詳しくは、本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。)

※ご出席をご希望の場合は、47～48頁および本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認のうえ事前登録などのお手続きをお願いします。



# イオンの株主総会の流れ

## 開催前

ライブ中継を利用する場合

### ① 書類を見る



株主総会資料(一部)



株主総会資料(一式)

会社法の改正による電子提供制度の施行により、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となっております。ただし当社では、本年、参考書類と事業報告の一部を従来通り紙媒体にて株主さまへ提供いたします。

スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8267/>



### ② 事前に議決権を行使する

行使期限

2024年5月28日(火曜日)  
午後6時まで

【ご注意】当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

お手軽にご利用いただける  
スマートフォンでの  
議決権行使を推奨します。

### ③ 事前登録をする(必須)

下記ウェブサイト内のご案内をご確認いただき、お申込みください。

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お申込み期限 2024年5月15日(水曜日)午後6時まで

事前登録はこちらから

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

※事前質問をご希望の方も上記ウェブサイトからご確認ください。



※ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。

当日会場出席する場合

### ② 事前登録をする

会場準備の都合により、来場者数確認のために事前に登録をお願いしております。ご協力のほどお願いします。

事前登録はこちらから <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お電話での申込みも受け付けています。

0120-149-276 (受付時間 午前9時～午後5時)但し最終日は午後6時まで受付いたします。

お申込み期限 2024年5月15日(水曜日)午後6時まで



ご来場いただかなくても、インターネットでご視聴いただきながら議決権行使や質問が行える株主総会を開催します。会場が遠くご来場に時間を要する株主さまや、外出を控えている株主の皆さまは、是非ご活用ください。また、インターネット出席は事前登録が必要となります。ご出席をご希望の場合は、事前に登録をお願いします。なお、ご登録方法および開催方法に関する詳細は、本招集ご通知47～48頁をご確認ください。



## 開催当日

### ① インターネット出席する

開始時刻

2024年5月29日(水曜日)午前10時

※配信は、午前9時より開始します。

出席方法

事前登録後に別途送信される出席用URLからアクセスしてください。

※質問は、テキスト形式(200文字まで)でご提出いただけます。

**【ご注意】当日インターネットでご出席の株主さまは、必ず事前に登録が必要になります。**

### ② 議決権を行使する

※出席用サイトより、議決権を行使いただけます。  
※会場での出席と異なる取り扱い等がありますので、予めご了承ください。

(視聴のみの場合は、「視聴コード」を入力しご視聴ください)

総会会場

千葉市美浜区中瀬2丁目1番地  
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

開始時刻

2024年5月29日(水曜日)午前10時

※受付は、午前9時より開始します。

**【ご注意】当日ご出席の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いします。**

## 当日出席しない場合

(下記の方法で事前に議決権行使をお願いします。)



### インターネット等による議決権行使

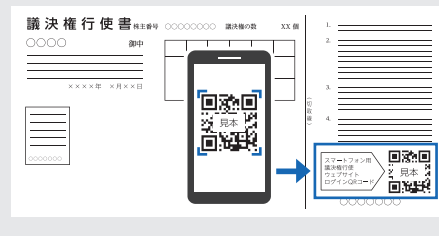
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月28日(火曜日)  
午後6時まで

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



### 郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月28日(火曜日)  
午後6時到着分まで

※当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

議決権行使は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。ご行使いただけますようお願い申し上げます。なお、株主総会の決議結果に関しましては、2024年5月31日(金曜日)より当社ウェブサイトに掲載の予定です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役の全員が任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者9名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

##### 【社内取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

##### 【社外取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の基本理念等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊富な経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣に対し、経営戦略の推進、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス経営等について、指導・監督できる高い見識や豊富な経験を有すること。

※社外取締役に關しては、上記事項に加え、次に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

##### 【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者という)ではない者。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
  - (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者。
  - (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
  - (3) 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。

- (4) 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
- (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
- (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
- (7) 上記1. および(1)～(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)～(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者となることができるものとする。

## ■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	第99期の取締役会への出席状況
1	岡田元也	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役会長 <b>再任</b>	8回/8回
2	吉田昭夫	取締役 代表執行役社長 <b>再任</b>	8回/8回
3	羽生有希	取締役 執行役副社長 デジタル担当 <b>再任</b>	8回/8回
4	土谷美津子	執行役副社長 商品担当 <b>新任</b>	—
5	塚本隆史	取締役 指名委員会議長 報酬委員会議長 監査委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	8回/8回
6	ピーター チャイルド	取締役 指名委員 報酬委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	8回/8回
7	キャリー ユー	取締役 監査委員 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	8回/8回
8	林真琴	取締役 監査委員会議長 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	7回/7回
9	リシャール コラス	— <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	—

※1. 取締役候補者の地位および担当は、本招集に伴う取締役会決議時(2024年4月10日現在)のものです。

※2. 林真琴氏の出席状況は、2023年5月26日の取締役就任以降の出席状況になります。

**社外**・・・社外取締役候補者 **独立**・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

# 1 おかだもとや 岡田 元也

再任

生年月日 1951年6月17日  
所有する当社の株式数 2,151,096株



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社	2012年 3月 当社取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO
1990年 5月 当社取締役	
1997年 6月 当社代表取締役社長	2020年 3月 当社取締役 兼 代表執行役会長(現任)
2003年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長	

### (当社における地位および担当)

取締役 取締役会議長  
指名委員  
報酬委員  
代表執行役会長

### (重要な兼職)

イオンモール株式会社 取締役相談役  
イオンリテール株式会社 取締役相談役  
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス  
株式会社 取締役相談役  
ウエルシアホールディングス株式会社 取締役  
株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役

## 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)  
指名委員会  
100% (4/4回)  
報酬委員会  
100% (3/3回)

## 取締役候補者とした理由および期待される役割

1997年に代表取締役社長就任以来、経営者として強力なリーダーシップを発揮し、既存事業の発展とM&A等による事業拡大を実現し、当社グループを国内トップの流通企業グループへ成長させてまいりました。小売業をはじめとする当社グループの事業に精通し、広くグループ全体の経営管理を遂行する豊富な経験と見識を有しており、今後の当社グループの成長と持続可能な社会の実現を両立するサステナブル経営を実践できると判断し、候補者としています。

# 2 よしだ あきお 吉田 昭夫

再任

生年月日 1960年5月26日  
所有する当社の株式数 21,700株



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2019年 3月 当社代表執行役副社長 ディベロッパー事業担当 兼 デジタル事業担当
2011年 3月 イオンモール株式会社 中国本部中国開発統括部長	
2014年 5月 同社常務取締役 営業本部長兼中国担当	2020年 3月 当社代表執行役社長
2015年 2月 同社代表取締役社長	2020年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長(現任)
2016年 3月 当社執行役 ディベロッパー事業担当	

### (当社における地位および担当)

取締役  
代表執行役社長

### (重要な兼職)

イオン北海道株式会社 取締役  
イオン九州株式会社 取締役  
イオンリテール株式会社 取締役  
株式会社キャンドウ 取締役

## 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)

## 取締役候補者とした理由および期待される役割

ディベロッパー事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より代表執行役社長として、中期経営計画を策定し成長戦略を推進するなど、重要な意思決定や取締役会での監督を適切に行っており、今後の当社グループの成長と中長期的な企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。



# 3 はぶ ゆき 羽生 有希

再任

生年月日 1967年12月23日  
所有する当社の株式数 15,060株



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社	2017年 3月 当社執行役 中国事業担当
2004年 9月 AEON SOUTH CHINA CO., LTD. 管理本部長	2017年 5月 AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 主席兼董事総経理
2007年11月 永旺商業有限公司 副総経理	2020年 3月 当社執行役副社長 デジタル・中国担当
2011年12月 永旺(中国)投資有限公司 董事	2021年 3月 当社執行役副社長 デジタル担当
2013年 5月 永旺商業有限公司 総経理	2022年 5月 当社取締役 兼 執行役副社長 デジタル担当(現任)
2014年 3月 当社執行役 中国事業最高経営責任者 永旺(中国)投資有限公司 董事長	

### 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)

(当社における地位および担当)

取締役  
執行役副社長 デジタル担当

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

### 取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの中国事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より執行役副社長として、中期経営計画の柱となるデジタル事業を担当しており、当社グループの事業基盤の確立と中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

# 4 つちや みつこ 土谷 美津子

新任

生年月日 1963年12月9日  
所有する当社の株式数 19,100株



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社	2019年 3月 イオンリテール株式会社 取締役執行役員副社長
2006年 5月 当社執行役(お客さま担当兼CS部長)	取締役執行役員副社長 近畿カンパニー支社長
2008年 3月 当社執行役(グループ環境担当)	2022年 3月 当社執行役 商品担当
2010年 5月 株式会社イオンファンタジー 代表取締役社長	イオントップパリュ株式会社 代表取締役社長(現任)
2013年 3月 イオンリテール株式会社 専務執行役員 食品商品企画本部長	2023年 3月 当社執行役副社長 商品担当(現任)
2016年 6月 ビオセボン・ジャポン株式会社 代表取締役社長	

(当社における地位および担当)

執行役副社長  
商品担当

(重要な兼職)

株式会社やまや 社外取締役

### 取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの商品に関する責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2022年3月より執行役商品担当として、プライベートブランド商品(PB)の売上げ伸長に尽力しました。グループ会社との連携を強化し、グループにおけるPB構成比拡大と利益率向上を推進しており、当社グループの中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。



■ 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)  
監査委員会  
100% (9/9回)  
指名委員会  
100% (3/3回)  
報酬委員会  
100% (3/3回)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2011年 6月	同社取締役会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
2002年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 執行役員	2013年 7月	株式会社みずほ銀行 取締役会長
2003年 3月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	2014年 4月	みずほフィナンシャルグループ 常任顧問
2004年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員	2016年 6月	一般社団法人日英協会 理事長 (現任)
2006年 3月	同行常務取締役	2016年 7月	朝日生命保険相互会社 社外取締役 (現任)
2007年 4月	同行取締役副頭取	2017年 4月	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
2008年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員	2017年 5月	当社社外取締役 (現任)
2008年 6月	同社取締役副社長	2017年 6月	株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 (現任)
2009年 4月	同社取締役社長	2021年 6月	古河電気工業株式会社 社外取締役 (現任)
		2023年 7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 (現任)

(当社における地位および担当)

取締役  
指名委員会議長  
報酬委員会議長  
監査委員

(重要な兼職)

株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問  
朝日生命保険相互会社 社外取締役  
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役  
古河電気工業株式会社 社外取締役  
一般社団法人日英協会 理事長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手金融機関の経営者を務め、国際的に活躍され、金融・財務会計分野において高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上にあたり、助言、指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査、指名、報酬の各委員として活動いただくことを予定しています。

## 6 ピーター チャイルド

再任

生年月日 1958年3月25日

所有する当社の株式数 0株

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数

6年



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 9月	英国原子力公社入社	1988年 8月	同社ロンドン支社パートナー
1980年 6月	ミシュラン入社	1990年 8月	同社パリ支社シニアパートナー
1984年 1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社	2007年 4月	同社ロンドン支社シニアパートナー
1987年 8月	同社ロサンゼルス支社マネージャー	2015年 3月	同社香港支社シニアパートナー
		2018年 5月	当社社外取締役(現任)

(当社における地位および担当)

取締役  
指名委員  
報酬委員

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

### 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)  
指名委員会  
100% (4/4回)  
報酬委員会  
100% (3/3回)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、指名委員、報酬委員として活動いただくことを予定しています。

## 7 キャリー ユー

再任

生年月日 1958年9月30日

所有する当社の株式数 0株

社外取締役候補者

独立役員候補者

社外取締役在任年数

4年



### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 7月	Levy Gee公認会計士事務所入社 (ロンドン)	2006年 1月	PwCグローバル 小売・消費者リーダー
1987年 1月	Coopers & Lybrand (現 PwC) 入社 (香港)	2008年 3月	PwCグローバル ガバナンス委員会メンバー
1991年 9月	PwCバンクーバー マネージャー	2009年 7月	PwC中国・アジア太平洋 小売・消費者リーダー
1996年11月	PwC香港 パートナー	2019年 7月	PwC香港 シニアアドバイザー(現任)
1996年12月	PwC香港 新卒採用パートナー	2020年 5月	当社社外取締役(現任)
2002年 7月	PwC中国・香港 小売・消費者リーダー		
2004年 7月	PwC中国・香港 [We care]プログラム 代表		

(当社における地位および担当)

取締役  
監査委員

(重要な兼職)

PwC香港 シニアアドバイザー

### 第99期の出席状況

取締役会  
100% (8/8回)  
監査委員会  
100% (9/9回)

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

再任

| 生年月日 1957年7月30日

| 所有する当社の株式数 0株

社外取締役候補者

独立役員候補者

| 社外取締役在任年数

1年



## | 第99期の出席状況

取締役会  
100% (7/7回)  
監査委員会  
100% (6/6回)

## | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 東京地方検察庁 検事任官  
2001年 6月 法務省 刑事局国際課長  
2003年 4月 法務省 矯正局総務課長  
2006年 7月 法務省 刑事局総務課長  
2008年 1月 法務省 大臣官房人事課長  
2011年 4月 最高検察庁 検事  
2012年 4月 最高検察庁 総務部長  
2013年 7月 仙台地方検察庁 検事正  
2014年 1月 法務省 刑事局長

(当社における地位および担当)

取締役  
監査委員会議長

2018年 1月 名古屋高等検察庁 検事長  
2020年 5月 東京高等検察庁 検事長  
2020年 7月 検事総長  
2022年 6月 退官  
2022年 8月 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士  
(現任)  
2023年 5月 当社社外取締役 (現任)  
2023年 6月 三井物産株式会社 社外監査役 (現任)  
東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 (現任)

(重要な兼職)

森・濱田松本法律事務所 客員弁護士  
三井物産株式会社 社外監査役  
東海旅客鉄道株式会社 社外監査役

## | 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、リスク管理、法令遵守などコンプライアンス経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

新任

| 生年月日 1953年7月8日

| 所有する当社の株式数 0株

社外取締役候補者

独立役員候補者



## | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年10月 在日フランス大使館儀典課  
1979年 8月 ジバンシイ入社  
1981年 4月 ジバンシイ (日本法人) 設立 代表取締役  
1985年 9月 シャネル株式会社 香水・化粧品本部長  
1993年 8月 シャネルリミテッド (香港)  
マネージングダイレクター

(当社における地位および担当)

-

1995年 8月 シャネル株式会社 (日本法人)  
代表取締役社長  
2018年12月 シャネル株式会社 (ロンドン) 取締役  
シャネル株式会社 (スイス)  
トラベル・リテール事業責任者  
シャネル株式会社 (日本法人) 取締役会長

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

## | 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

欧州・アジアにおいてグローバル企業の事業責任者および日本法人社長を歴任するなど、リテール分野におけるグローバル経営に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。



- (注1) 社外取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数になります。
- (注2) 塚本隆史氏は2002～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられましたが、2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお、直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- (注3) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注4) キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。なお、キャリー ユー氏の登記上の氏名は、「キャリー イップ」となります。
- (注5) 林眞琴氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注6) 当社は、社外取締役の塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された全ての社外取締役と同契約を締結する予定です。
- (注7) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は以下のとおりです。
- 当社は、取締役の員数を定款で12名以内と定め、取締役会を実効的かつ安定的に運営するために、次にあげる事項を原則とした構成としています。また、当社の取締役候補者選任手続は、社外取締役が議長であり、かつ過半数を占める指名委員会にて決定することにより、透明性・公平性が高いものとしています。
  - 9～10頁に記載のとおり、社内取締役、社外取締役候補者の指名基準、社外取締役の独立性基準の要件を満たした方を選任しています。
  - 取締役会は、その監督機能を十分に発揮させるため、経営、国際、リスク管理、法令遵守、財務会計、金融、IT・デジタル、環境等で高い見識や豊富な経験者で運営いたします。
- (注8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役ならびに当社子会社の取締役等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社負担としています。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
- (注9) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件

当社は、2021年5月26日開催の第96期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針」(現方針)について、株主の皆さまのご承認をいただき導入しました。現方針の有効期間は、2024年5月29日に開催予定の当社定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)終結時までであることから、当社では、経営方針の変更に伴う地域社会への影響、社会・経済情勢の変化、現方針をめぐる種々の議論等を踏まえ、現方針継続の是非を含めその在り方について検討を進めてまいりました。その結果、2024年4月10日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、現方針を継続することを決議しました。(以下、継続後の対応方針を「本件方針」といいます。) 当該取締役会には社外取締役4名を含む当社取締役7名全員が出席し、本件方針の内容および本定時株主総会への付議につき全員一致により決定しました。

今般、本定時株主総会に提案させていただく本件方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行いまは行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。)に関する対応方針であります。なお、現時点において、当社は、大量株式取得行為に関わる提案を受けておりませんが、今後、大量株式取得行為に関わる提案があった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるよう、本件方針を定めています。

なお、本件方針の内容は下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 会社の支配に関する基本方針

##### (1) 基本理念に基づく経営の実践

### イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

イオンは、小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

※定款第2条に定めています。なお全文は3～4頁でご確認いただけます。

当社およびグループ各社(以下、「イオン」といいます。)は、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持しながら、「お客さま第一」の実践を通じて企業価値の向上を実現してまいりました。

当社は、この基本理念に基づく経営の実践をゆるぎないものにするため、2006年より基本理念を定款

に定めており、昨年の株主総会では、更に全てのステークホルダーに共感いただけるよう企業集団としての行動姿勢、思いを追加するための変更を提案し、株主の皆さまにご承認いただきました。

イオンは、お客さまや地域社会が企業に対して抱く期待や企業が果たすべき責任の重要性の高まりに応えるために、利益の追求のみならず、長期的、持続的な視点に立ち、社会全体の豊かさや幸福感の実現に貢献することを使命に経営を実践してきました。

企業による環境活動や社会貢献活動が日本において未だ本格化していないなか、時代の変化を見据え、1990年に、お客さまからいただいた利益を地域社会の発展にお役立てする公益財団法人イオンワンパーセントクラブ、地球環境を守るため公益財団法人イオン環境財団を設立し、お客さまや地域の皆さまとともに社会貢献活動に取り組んでまいりました。また、日本各地の自治体と協働し、特産品の拡販や防災・健康・福祉・環境保全の推進、イオンのインフラを活用した商業・観光の振興などの包括連携協定を現在141の自治体(1道、2府、42県、その他96市区町村)と締結しています。

さらに、各地域で災害が発生した場合に地域の生活インフラとしての機能を果たせるように、防災協定を全国818の自治体と締結しており、本年1月の能登半島地震においては、発災直後より店舗の避難所としての開放や早期の営業再開、支援物資の供給、支援募金の実施など、被災地域の一日も早い復旧・復興に向けグループをあげて取り組んでいます。

このように地域の皆さまと密接な関係を築き多くの地域の皆さまに支えられながら事業を展開した結果、営業収益は9兆円を超え、過去最高を更新しました。また、国内外の上場子会社21社を含む335社のグループに成長し、グループの事業は小売業の他、金融、商業専門ディベロッパー、サービス等の多様な事業を、アジアを中心に14カ国、約1万7千店舗で展開しています。

本年、当社は、株式上場50周年を迎えますが、基本理念に基づく経営の着実な実践により、当社の株価は50年前との比較で約40倍(※注)に上昇し、株式時価総額は約3兆円(2024年2月29日現在)に達しました。お客さまでもある株主の皆さまにイオンの基本理念・経営方針をご理解いただきながら、地域に住む皆さまの声をお店やサービス、そして経営に生かすことができるからこそ、お客さまのより良い暮らしの実現につながり、当社の企業価値を向上させることができるものと強く確信しております。

このようにイオンは、基本理念に基づく長期的な視点での地域や社会と共生する経営、広範かつ複合的な事業展開が、グループ全体の企業価値向上に資するとの考え方を基本としており、基本理念に賛同し、その具現化に向けた経営を志向する真摯な提案であれば、歓迎します。一方で、基本理念にそぐわない経営方針への変更は、グループへ与える影響が大きく、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

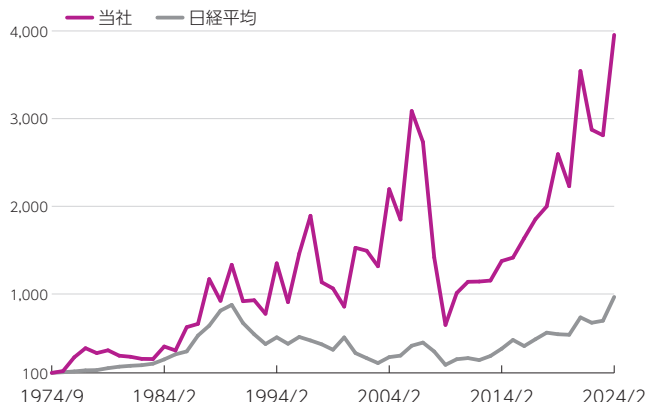
経営方針の変更に関しては、国内最大規模となる90万人を超える株主の皆さまに適切なお判断がいただけるよう、十分かつ正確な情報と時間の確保が必要であると考えます。加えて、地域のインフラ機能の役割を果たすための責任があります。

グループの経営にあたっては、多くのステークホルダーとの間に築かれた関係、財務資本のみならず、人的資本、社会関係資本、自然資本などの価値を十分にご理解いただきたいと考えております。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、株主の皆さまへの十分な情報提供や検討期間の確保等の視点で有効に機能しないことも考えられ、短期的な利益追求や企業価値を毀損しかねない大量株式取得行為に対して必要かつ相当な手段として本件方針を継続すべきであると考えております。

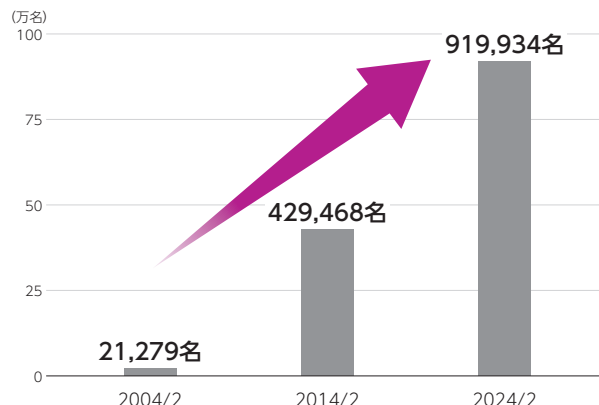
### 上場以来の株価指数推移(日経平均比較)

(1974年9月時点の株価を100として指数化したものです)



※注:当社の株価指数は、株式分割の影響を考慮した遡及修正後の数値になります。

### 当社株主数の推移



#### ① 成長戦略

2025年度に向けたグループの中期経営計画においては、持続可能な成長に資する事業基盤の構築に向け、グループ共通戦略として「5つの変革」(デジタルシフトの加速と進化、サプライチェーン発想での独自価値の創造、新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化、イオン生活圏の創造、アジアシフトの更なる加速)に加え急速に重要性が高まる「環境・グリーン」の取り組みを加速することで、グループの事業構造を大きく変え、高い収益性を実現する企業グループへと変革を図ってまいります。

#### ② サステナブル経営

企業市民としての社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるために、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」を両立するサステナブル経営を推進しています。「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、環境課題である「脱炭素社会の実現」「生物多様性の保全」「資源循環の促進」や、社会課題である「社会の期待に応える商品・店舗づくり」「人権を尊重した公正な事業活動の実践」「コミュニティとの協働」を優先課題と位置付け、様々な取り組みを進めています。

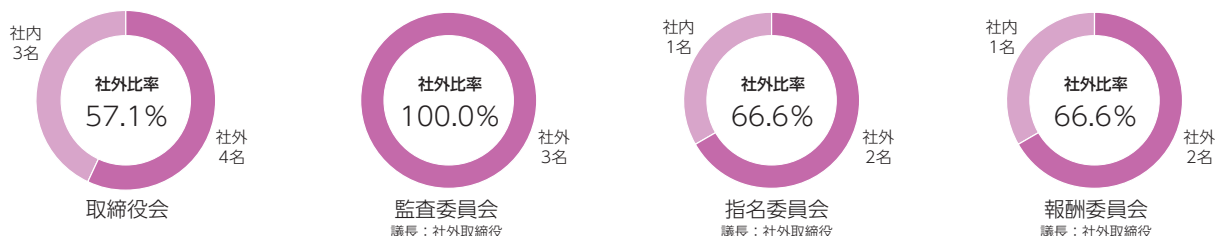
また、人間尊重の経営を志向し、成長する人材が長期にわたり働き続けることができるよう労使一体となり取り組んでおり、従業員の8割を占めるパートタイマーの賃金の引き上げを2年連続で発表するなど、継続的な成長に向けた人的資本への投資も積極的に行っています。



### ③ コーポレートガバナンス体制

当社は、世界水準の開かれた経営を目指し国内企業ではいち早く指名委員会等設置会社へ移行し、経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離するガバナンス体制を構築しました。当社取締役会においては、各界から広く社外取締役を招聘し、メンバー7名のうち過半数の4名を社外取締役とするとともに、指名・報酬・監査の各委員会の議長を全て社外取締役とすることで、より一層の透明性・公正性の維持・向上と株主利益向上に努めています。また、2008年には、純粋持株会社へ移行するなど、継続的に企業価値向上を図る基盤づくりに努めています。加えて2016年には、「コーポレートガバナンス基本方針」、2023年には「イオングループ未来ビジョン」を定め、イオンの基本理念や革新のDNAを基盤とし、長期的な視野に立った経営を、時代を超えて実践しています。

#### 取締役会&3委員会の構成



※社外取締役4名全員は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

#### ◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

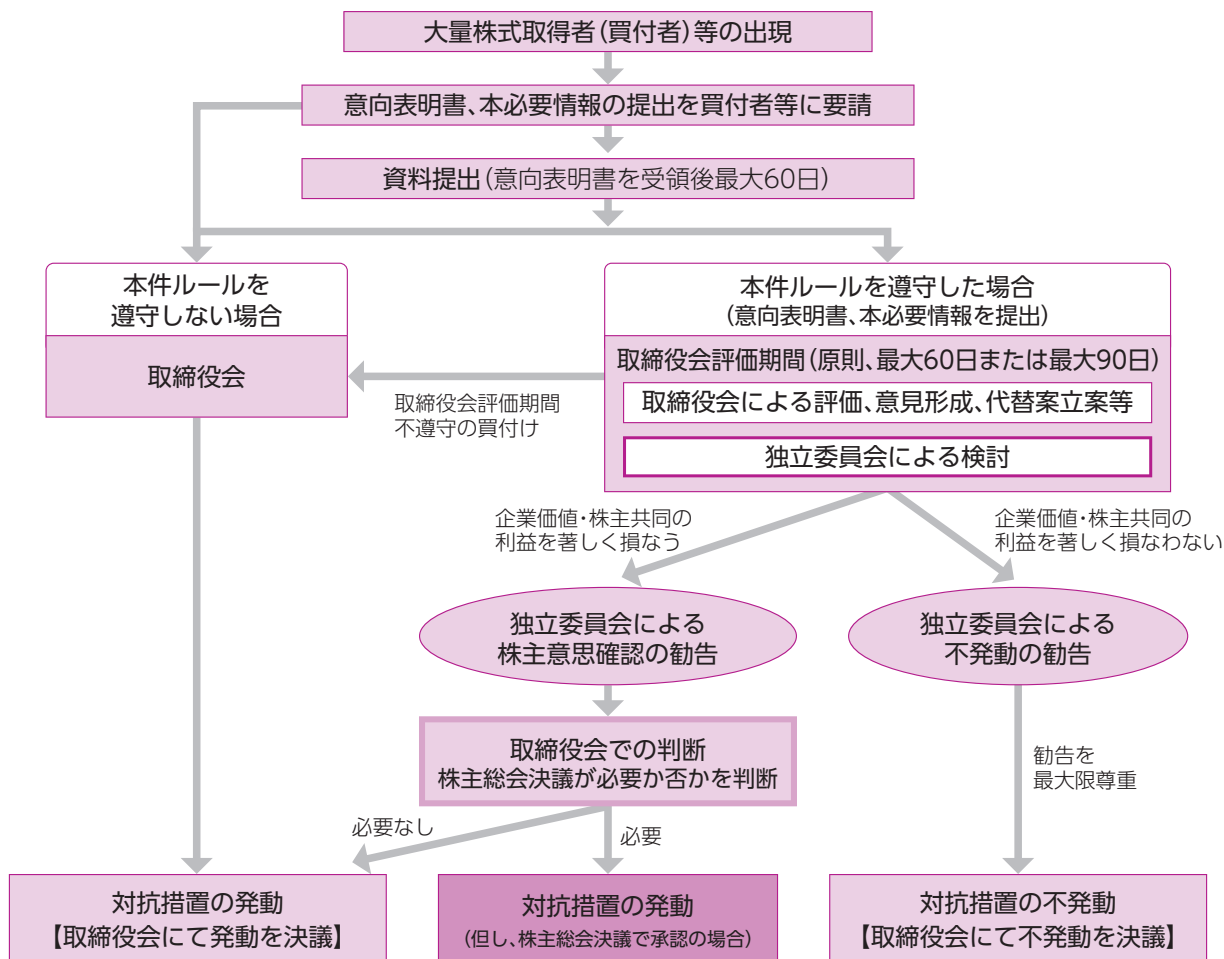
	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年	2023年～
商号	ジャスコ(株)	イオン(株)(2001年8月～)											
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社(2008年8月～)								
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社(2003年5月～)										
取締役	23名		8名	7名	7名	9名				8名	7名		
(内:社外取締役)	—	※注	4名(半数)	3名	3名	5名(過半数)				4名(過半数)			
(内:女性)							1名				2名		
(内:外国人)									1名		2名		
理念・方針	イオンの基本理念(1989年～)												
									コーポレートガバナンス基本方針制定				
												イオングループ未来ビジョン制定	

※注：社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

## (2) 大量株式取得に際して守るべきルールと当社による対抗措置の発動

当社取締役会としては、大量株式取得に関わる提案に対し、当社株主の皆さまが判断に必要な情報と時間を確保できるよう、以下の内容による大量株式取得者による情報提供に関するルール(以下、「本件ルール」といいます。)および当社による対抗措置の発動をその内容とする本件方針を引き続き設定することとしました。

### ◆本件方針の概要(手続きの流れ 簡易版)



※このスキーム図は本件方針の概要をわかりやすく表示したものです。具体的な内容については本文をご参照ください。

対抗措置の発動対象	特定株主グループの議決権割合が20%以上の場合
本件ルール不遵守の場合の対抗措置	当社による取得条項付新株予約権の無償割当て (本件ルール不遵守の大量株式取得者は、行使できない行使条件付きの新株予約権になります。)
本件方針の有効期間	3年 (本件方針の改廃および継続には、株主の皆さまの意思が十分反映されるよう有効期間を設けています。)

## 2. 本件ルールの内容

当社取締役会が設定する本件ルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にはのみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

### (1) 意向表明書の提出

大量株式取得者が大量株式取得を行おうとする場合には、事前に、当社に、本件ルールに従う旨の意向表明書を日本語の書面により提出していただきます。当該意向表明書には、大量株式取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、および提案する大量株式取得の概要(大量株式取得者が現に保有する株式数、取得予定の株式数を含みます。)を示していただきます。

### (2) 情報提供の要請

当社取締役会は、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を大量株式取得者から提供していただくため、上記(1)の意向表明書を受領した後5営業日(初日不算入)以内に、回答期限を定めて、当初提供いただくべき情報のリストを大量株式取得者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大量株式取得者の属性または大量株式取得の内容によって異なりますが、原則として次の項目を含むものとします。

- ① 大量株式取得者に関する詳細な情報(大量株式取得者の全メンバーの資本構成、財務内容、事業内容、役員の氏名および略歴・他の会社役員兼務状況、当社の事業と同種の事業についての経験、他の会社の経営権もしくは事業の取得時に実施した営業上、経営上、労務上の施策等に関する情報を含みます。)
- ② 大量株式取得に至る経緯
- ③ 大量株式取得の目的および内容(取得対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、取得方法の適法性等を含みます。)
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 当社株式の取得資金の詳細な説明(資金の調達方法、関連する取引の仕組み、資金を直接または間接に提供する者もしくは提供する予定の者の名称または氏名を含みます。)
- ⑥ 大量株式取得後において、当社および当社のグループ会社に期待し、または大量株式取得者において計画する経営方針(イオンの基本理念に対する態度表明を含みます。)、ガバナンス、経営戦略、事業計画、

- 財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、サステナビリティ、人的資本への取り組み方針等
- ⑦ 当社およびグループ各社のお客さま、取引先、従業員、地域関係者およびその他のステークホルダーへの対応方針
  - ⑧ その他、当社取締役会および独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、合理的な範囲で、期限を定めて追加的に情報提供を求めます(ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。)

当社取締役会は、大量株式取得の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提出された本必要情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、本件ルールの透明・公平な運用のために、上記(1)の意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役全員とその推薦に基づき当社取締役会が都度選任する専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成され、かつ、その意見の形成にあたってはさらに適宜の専門家の意見を当社の費用により聴取することができることとしています。

次項(3)に規定される取締役会評価期間が開始する前の独立委員会の主なミッションは、①大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうか、および②大量株式取得者に対して追加提出を要請すべき資料の有無・項目および提出期限につき、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することです。

### (3) 取締役会による検討期間

当社は、取締役会評価期間の開始について速やかに開示します。大量株式取得者は、上記(2)に従った大量株式取得者による当社取締役会に対する本必要情報の提出の完了後、大量株式取得の提案が以下のものに該当する場合には90日間、それ以外の場合には60日間(初日不算入。以下、「取締役会評価期間」といいます。)は、大量株式取得を開始することはできません。

- ① 大量株式取得の対価に株式など、金員以外のものが含まれる場合。
- ② 大量株式取得の対価の支払いが日本円以外の金員により行われる場合。
- ③ 大量株式取得後において、大量株式取得者において計画する経営方針にグループ会社構成・事業構成に関する大幅な変更が含まれている場合。

独立委員会は、本必要情報の提出を受け、①当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかの評価、②大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限、③大量株式取得者が提出資料の追加提出要請に応じないなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、④新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、⑤その他当社



取締役会から意見を求められた事項につき、本必要情報をはじめとする資料等に基づき総合的に評価・判断し、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することとします。

当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての評価、判断および意見等を慎重にとりまとめ、公表します。当社取締役会は、この意見とりまとめにあたっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとします。また、必要に応じ、大量株式取得者との間で大量株式取得に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または一部を開示します。

### 3. 大量株式取得が行われた場合の対応方針

#### (1) 大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合には、原則として当該大量株式取得に対する対抗措置はとりません。この場合には、大量株式取得者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、当社取締役会が、当該大量株式取得が「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」(注6。26頁参照)に該当すると評価した場合、または独立委員会において、当該大量株式取得が「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」(注6)に該当すると評価された場合には当該評価を最大限尊重した上で、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に従い、当社株主の皆さまの利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

なお、この場合の対抗措置については、次項「(2)大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に準じます。

#### (2) 大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、またはその他法律および当社定款により認められる対抗措置により、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社が、本件方針の定めに従い、新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないこと、または外国法令の適用により新株予約権の行使時に所定の手続きを要する外国居住者ではないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件および行使期間を設けることがあります。

株主共同の利益が害されるおそれが大きいと判断される場合には、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行します。この場合の新株予約権は、会社による取得条項付とさせて

いただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際しては、新株予約権者となった株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただく必要があり、90万人を超える株主の皆さまに、大変お手数をおかけすることになります。そのため株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただかなくても済むように、当社取締役会決議により大量株式取得者以外の株主の皆さまの新株予約権を当社が取得しその対価として当社株式を大量株式取得者以外の株主の皆さまに交付できるようにするものであります。

また、当社は、機動的に新株予約権の無償割当てを行うことができるように、引き続き新株予約権の発行登録を行います。

### (3) 新株予約権の無償割当て決議後の中止等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大量株式取得者が大量株式取得の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての中止を行い、または市場への影響が懸念される等の事情により中止を行わない場合には中止と同様の効果を持たせるために、原則として大量株式取得者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものとします。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

本件ルールは、当社株主の皆さまが大量株式取得に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を当社株主の皆さまに開示し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで大量株式取得に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となります。

大量株式取得者が本件ルールを遵守しなかった場合やその提案について株主共同の利益が害されるおそれ大きいと判断される場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。この場合には、法令および規則に従って適時適切に当社取締役会の評価、判断、意見等の開示を行います。

なお、対抗措置として発行される取得条項付新株予約権については、大量株式取得者だけが行使を制限される行使条件差別型を原則として想定しており、これ以外の対抗措置を採用する場合にも、大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えないものを選択します。

## 5. 本件方針の適用開始と有効期限

本件ルールを含む本件方針は、本定時株主総会における本件方針の承認を求める議案の決議時点で適用が開始されます。定期的に対応方針の見直しをするために、本件方針の有効期間を3年間(本年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで)としています。

今後につきましては、法令改正等を踏まえ、当社取締役会が、本件方針の形式的な変更または廃止が相当と判断する場合には、取締役会決議によって変更または廃止し、その旨および理由を速やかにお知らせします。

なお、本件方針の廃止について特段の制約は設けていません。当社取締役会が、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて当社株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととします。

注1: 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)または、
  - (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
- 各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 「当社株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

「大量株式取得者」とは、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

注4: 当社は日本の金融商品取引市場に株式を上場しており、日本人である株主・投資家に適時開示をする義務を負っておりますので、当社が交付するリスト、大量株式取得者が作成する本必要情報を記載した書面、当社のこれに対する意見・追加資料提出要請等のいずれについても、日本語の一般人をして判読可能な書面によるものとします。書面とは、紙に印刷された文書だけでなく、電子メールもしくはファクシミリにより送信された文書を含むものとします。

注5: 「意向表明書」に記載された日本国内連絡先を、当社の本件ルールに基づく書面送付先・連絡先とします。

注6: 「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」とは、大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買収方法が、2段階目の株式買収条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買収方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

注7: 当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日(以下、「割当基準日」といいます。)の3営業日前の日の翌日以降に対抗措置を中止するべき事情が発生した場合に流通市場に与える影響は次のとおりです。金融商品市場は、権利落ち(その後に売買される株式には新株予約権が付されません。)を前提とし、新株予約権の株式への転換を先取した理論株価は、直前株価の例えば5~6割程度に下がると予想されます。にもかかわらず、その後に新株予約権を当社が無償取得して対抗措置発動全体を中止することになりますと、株式数はこれにより権利落日当日の数に復帰することになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってまいります。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことにならないかと考えられますので、権利落日以後は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものであります。

注8: 18頁の「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」は現在の名称で、設立時の名称は、「イオングループ1%クラブ」になります。また「公益財団法人イオン環境財団」は現在の名称で、設立時の名称は、「財団法人イオングループ環境財団」になります。

注9: 当社の株式・大株主の状況(2024年2月29日現在)は、後記の事業報告39頁に記載のとおりです。

「別紙1: 本件方針に係る手続き・判断の流れ」「別紙2: 独立委員会の概要および委員候補者」「別紙3: 新株予約権概要」を、書面交付請求に伴う交付書面へ記載しております。

以上

## 1 企業集団の事業の概要

当社ならびに連結子会社309社の連結営業収益は9兆5,535億円、営業利益2,508億円、経常利益2,374億円となり、いずれも過去最高を更新しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は446億円と大幅な増益となりました。

当期は、原材料価格の高騰や円安などに起因した物価の上昇が続き、高付加価値商品と値ごろ感のある商品への消費の二極化が顕著となるなか、その変化に対応してきたことで、すべての報告セグメントが増収となりました。営業利益については、収益性の高いプライベートブランド商品の拡販、デジタルを活用した生産性向上や使用電力の削減などのコストコントロールにより主力の小売事業を構成するGMS(総合スーパー)、SM(スーパーマーケット)、DS(ディスカウントストア)事業をはじめ、ディベロッパー、サービス・専門店の各事業が増益となりました。一方で、貸倒引当金繰入額が増加した総合金融事業、マクロ経済環境悪化の影響が顕著な国際事業、新型コロナウイルス感染症対策関連商品の需要減の影響を受けたヘルス&ウエルネス事業が減益となりました。

### 【グループ共通戦略】

当社は、イオングループ中期経営計画(2021~2025年度)で掲げた5つの変革「デジタルシフトの加速と進化」「サプライチェーン発想での独自価値の創造」「新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化」「イオン生活圏の創造」「アジアシフトの更なる加速」を着実に推進するとともに、「環境・グリーン」の取り組みを進めています。

グループのスケールメリットを活かし、各事業においてAIを活用した効率化を加速し、荒利益率や生産性が改善しています。またネットスーパーの需要が拡大するなか、新たなオンラインマーケット「Green Beans(グリーンビーンズ)」を2023年7月に始動しました。本年、プライベートブランド商品発売から50年を迎えるトップバリュは、ナショナルブランド同等品質のお値打ち価格でのご提供から、企業理念を具現化した差別化や競争優位性の源泉へとポジションが変化しています。2025年までにトップバリュのすべての商品を環境配慮商品に切り替えるなど新たな価値を創造してまいります。ヘルス&ウエルネスでは、イオンウエルシア九州株式会社が調剤併設型ドラッグストアとSMが融合した新業態店舗の新たな展開を始めました。また、ウエルシアでの導入が完了したWAON POINTの新規会員数が750万名を突破するなどイオン生活圏に関わるお客さまは着実に増加しています。更に海外ではベトナムを最重要国として位置づけECを含むマルチフォーマットでのドミナント出店を進めています。

### 【グループ構造改革】

関東における1兆円のSM構想のもと、株式会社いなげやの株式公開買付を実施し、2023年11月、同社を連結子会社化しました。また、2024年2月、当社と株式会社ツルハホールディングス、ウエルシアホールディングス株式会社は、日本のみならずアセアンをはじめとするグローバル規模において、地域生活者のより高次なヘルス&ウエルネスの実現を目的として、経営統合の協議を開始することに合意しました。日本最大のドラッグストア連合体を創成し、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指してまいります。



## ■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 96 期	第 97 期	第 98 期	第 99 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	8,603,910	8,715,957	9,116,823	9,553,557
営 業 利 益 (百万円)	150,586	174,312	209,783	250,822
経 常 利 益 (百万円)	138,801	167,068	203,665	237,479
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△71,024	6,504	21,381	44,692
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△84.06	7.69	25.11	52.25
総 資 産 (百万円)	11,481,268	11,633,083	12,341,523	12,940,869
純 資 産 (百万円)	1,755,776	1,812,423	1,970,232	2,087,201
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,147.56	1,130.76	1,161.12	1,231.59

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期から適用しており、第98期以降に係る連結営業成績および財産の状況は、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

## ■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,389,350	103.7	28,359	201.2
S M 事 業	2,782,171	105.3	41,911	183.5
D S 事 業	400,428	104.4	8,489	230.5
ヘルス&ウエルネス事業	1,235,115	107.4	42,600	95.0
総合金融事業	483,502	106.3	51,231	86.8
ディベロッパー事業	468,342	105.6	47,348	104.7
サービス・専門店事業	797,491	104.2	17,284	168.3
国際事業	508,741	102.3	10,372	80.7
報告セグメント計	10,065,144	104.8	247,597	116.3
その他事業	59,092	115.7	△11,555	—
合 計	10,124,237	104.8	236,041	113.1
調 整 額	△570,680	—	14,780	—
連 結	9,553,557	104.8	250,822	119.6

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー等
SM事業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
DS事業	ディスカウントストア
ヘルス&ウエルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業、保険業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・靴等を販売する専門店、均一価格雑貨販売業等
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル事業等



## (1) 各事業の成果

### 小売・サービス



- GMS事業では、イオンリテール株式会社が、「荒利益額の最大化」「ショッピングセンター収益改善」「デジタル売上拡大」を実行しながら、様々なコスト上昇に耐えうる経営基盤を構築すべく「収益構造改革」を加速しました。荒利益額の最大化に向けては、食品・ヘルス&ビューティーケアが牽引し、衣料品では、商品や売場環境・ビジュアルマーチャンダイジング(VMD)、オペレーションを刷新し接客を強化する「専門店モデル」を展開拡大することで、荒利益率の更なる改善を進めました。また、エリアごとの経営基盤強化としてリージョナルシフトを推進してきたイオン北海道株式会社、イオン東北株式会社、イオン九州株式会社が確実に効果を創出しました。地域ごとのお客さまニーズに合わせた商品改革を進めるとともに、ローカルプライベートブランド商品の開発、エリア単位での物流の効率化など構造改革を進めることで増益となりました。デジタルにおいては、ネットスーパーの規模拡大や店舗とEC一体で取り組んだ施策強化により売上が拡大しました。収益構造改革においても、店舗・本社の経費削減とデジタルを活用した生産性改善の両輪で推進したことにより営業利益の改善に寄与しました。
- SM事業では、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社が、商品と店舗変革による店舗収益の拡大、店舗外収益の拡大、保有する知的財産を活用したビジネス領域の拡大を柱とする、3カ年の中期経営計画に着手しました。  
株式会社フジでは、新規出店に加え利便性と競争力向上を目指す既存店の活性化に取り組むとともにトップバリュを本格導入しました。マックスバリュ東海株式会社では、キャッシュレスセルフレジの導入や、生鮮食品の自動発注支援システムの農産部門への全店導入で、お客さまの利便性と生産性の向上を図りました。また、トップバリュの価格優位性を活かした集客が奏功したまいばすけっと株式会社は、大幅な増益となりました。
- DS事業では、家計負担が増していく中、EDLP (Everyday Low Price) 戦略によるDS専用プライベートブランド商品を開発するとともに、ケース販売、大容量商品を訴求することで売上増加に寄与しました。また物流コストや人件費増加への対応では、積載効率の改善による配送効率の見直し・物流網の再整備・セルフレジの導入などローコストオペレーションの構築にも注力しました。
- ヘルス&ウエルネス事業では、ウエルシアホールディングス株式会社および同社連結子会社が、インフルエンザの早期流行による総合感冒薬などの医薬品や外出の増加による化粧品の需要増加、インバウンド需要の回復により、既存店売上高は堅調に推移しました。調剤部門においては、処方箋受付枚数が増加しました。また、店舗のエネルギー消費低減に向けた取り組みや、自動発注の推進による店舗業務の効率化により、経費適正化に努めました。
- サービス・専門店事業では、イオンディライト株式会社が、顧客内シェアを拡大するとともに、お客さま起点の提案活動を継続することで、新たに多種多様な施設でサービスの提供を開始しました。また、複数の施設を効率的に管理する「エリア管理」の展開や、定型業務の自動化など、DXを強化しました。株式会社イオンファンタジーでは、戦略的小型店の出店に加え、プレイグラウンド事業の新業態「ちきゅうのにわ」をモーリーファンタジー業態に次ぐ大型業態として新たに開始しました。株式会社キャンドウは、グループ内協業によるシナジーを最大限に発揮するため、「販路の拡大」「商品・ブランドの差別化」「企業価値の向上」を掲げ、お客さま満足の向上を図る取り組みを強化しています。

## 金融

- 総合金融事業では、グループ共通ポイントを活用した利便性の向上、モバイルサービスの拡充、新規事業の創出など中長期的な成長に向けた投資および基盤整備を進めました。イオン生活を金融サービスでつなぎ、お客さまニーズに即した商品・サービスをシームレスに提供するため、総合金融窓口としてスマホアプリ「イオンウォレット」のリニューアルや、AEON Payの利用可能場所の拡大および加盟店と共同での利用促進企画などグループ内外で連携を強化した結果、カードショッピング取扱高は堅調に推移しました。海外では、カードショッピングおよび個品割賦の取扱高の増加が継続しています。また、各展開国におけるお客さまの消費動向や資金ニーズに対応した金融サービスの導入を強化しており、マレーシアでは初となる、イスラム金融方式デジタルバンクの営業許可を取得しました。



## ディベロッパー

- ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ後の人流回復を促進させるべく集客強化策としてイベントの継続的な実施に加え、アプリやWAON POINT施策との連動などお客さまの購買意欲を喚起する取り組みを強化しました。また海外では、最重点エリアのベトナムでドミナント出店を強化するなど、成長エリアへの新規出店を加速していきます。カンボジアでは通関および倉庫業務すべてを自社運営する新たな物流事業の拠点を2023年7月より稼働しました。今後も、各国および各地域が抱える課題を深掘りし、商業施設の枠組みにとらわれない新たな事業機会を探索していくことで、地域ごとの特性に合わせた新たな価値創造モデルで事業展開を図ってまいります。

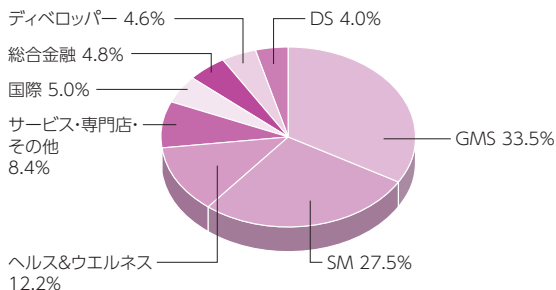


## 国際

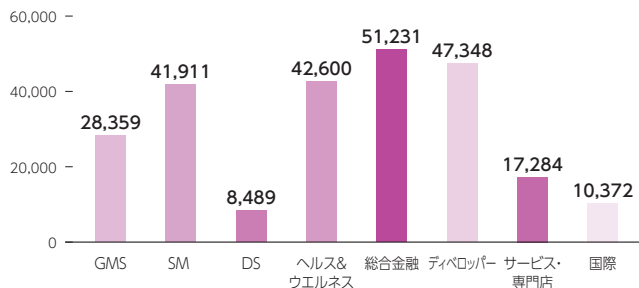
- マレーシアとベトナムでは、生活必需品を中心に消費者ニーズに応えたEDLPなどの価格訴求策が奏功し、好調を維持しました。また、SM新店舗で地域のお客さまのニーズに密着した品揃えを進めた結果、デリカなどの即食を中心に大きなご支持をいただいています。くわえてベトナムでは、先行するマレーシアでのネットスーパーのノウハウを共有し、お客さま基盤の拡大を図っています。中国では、不動産不況や輸出入低調といった困難な環境にある中、ゼロコロナ政策の解除により客数が回復し、衣料品の売上が増加傾向にあり、増益となりました。



### ● 営業収益 構成比



### ● 営業利益(百万円)







## (2) 環境・社会への取り組み



「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指す「イオン サステナビリティ」

### イオンのサステナビリティの歩み

1989～

- 1989  「イオングループ1%クラブ」創設を宣言
- 1990  
「地球にやさしいジャスコ委員会」設立  
「イオングループ環境財団」設立 (現 イオン環境財団)  
「イオングループ1%クラブ」設立 (現 イオンワンパーセントクラブ)  
 第1回「小さな大使」(現 ティーンエイジアンバサダー)
- 1991  
「イオンふるさとの森づくり」開始  
「クリーン&グリーン活動」開始  
「買物袋持参運動」、「店頭資源回収運動」開始
- 1993  
有機栽培などの農作物を「グリーンアイ」として展開開始  
(現 トップバリュグリーンアイ)
- 1996  「こどもエコクラブ」の活動支援開始(現 イオン チアーズクラブ)
- 1998  北京 万里の長城植樹(98-00年、03-05年、07-10年)

2000～

- 2000  学校建設支援事業 カンボジアでスタート  
環境マネジメントの国際規格「ISO14001」認証を取得
- 2001  
「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」開始
- 2003  
「イオンサプライヤー取引行動規範(CoC)」制定
- 2004  
「トップバリュ フェアトレードコーヒー」販売開始
- 2005  
エコストア1号店「イオン千種SC」オープン  
(現 イオンタウン千種)
- 2006  
日本の小売業で初めて、MSC認証の魚介類を販売開始  
 「イオン スカラシップ」開始
- 2007  
食品売場でのレジ袋無料配布を中止
- 2008  
「イオン温暖化防止宣言」発表  
「イオンの人権基本方針」策定

1991～

#### 植樹活動

累計植樹本数  
約 **1,268** 万本



1991～

#### 買物袋持参運動

レジ袋削減  
約 **33** 億枚



1996～

#### イオン チアーズクラブ

**408** クラブ  
**4,467** 人



### 【脱炭素社会の実現】

2018年に策定した「イオン脱炭素ビジョン」のもと、店舗、商品・物流、お客さまとともに、3つの視点でCO<sub>2</sub>削減に継続的に取り組んでいます。2023年度は、更なる省エネを進めるとともに、店舗の屋上や駐車場屋根に設置した太陽光パネルからの再エネ調達(オンサイトPPA)や、店舗敷地外の太陽光パネルで発電した再エネを活用するオフサイトPPAの取り組みを、さらに拡大いたしました。また、お客さまのご家庭の太陽光パネルで発電された余剰再エネを、ポイント交換し店舗エネルギーに活用する取り組みや、地域ごとに適切な再エネ調達を進める「エネルギーの地産地消」も進めてまいりました。これらの取り組みにより、2023年12月には、再エネの調達量が国内店舗使用電力の約55%に達し、2030年までに50%を再生可能エネルギーに切り替えるという中間目標を7年前倒しで達成いたしました。

再生可能エネルギーに切り替える  
2030年までの目標を、  
早期達成しました。



# 基本方針]のもと、事業活動を通じて様々な環境・社会課題の解決に取り組んでいます。

2009～	2018～	1% Club 「イオン1%クラブ」の取り組み 「イオン環境財団」の取り組み
<p>●2009 1% Club 第1回「アジア大学生 環境フォーラム」(現 アジア ユースリーダーズ)</p> <p>●2010 第1回「生物多様性 日本アワード」</p> <p>●2011 「イオン生物多様性方針」策定</p> <p>●2012 第1回「生物多様性みどり賞(国際賞)」</p> <p>●2013 「イオン サステナビリティ基本方針」策定</p> <p>●2014 「イオン自然冷媒宣言」発表</p> <p>●2017 「イオンのecoプロジェクト」開始</p> <p>●2018 東北復興支援「心をつなぐプロジェクト」開始</p> <p>●2019 植樹本数が累計1,000万本を突破</p> <p>●2020 「イオン持続可能な調達原則」策定</p> <p>●2021 ASC認証の魚介類を販売開始</p> <p>●2022 「イオン持続可能な調達方針」策定</p> <p>●2023 「イオン食品廃棄物削減目標」策定</p> <p>●2024 フードドライブを開始</p>	<p>●2018 「イオン脱炭素ビジョン」策定</p> <p>●2019 「10×20×30食品廃棄物削減イニシアティブ」日本プログラム始動</p> <p>●2020 日本の小売業で初めて、「Loop」へ参画を発表</p> <p>●2021 「イオン プラスチック利用方針」策定</p> <p>●2022 「イオン こども食堂応援団」発足</p> <p>●2023 早稲田大学と「AEON TOWARIサーチセンター」設立</p> <p>●2024 「イオン ハートフルボランティア」開始</p> <p>●2025 東京大学と「イオン里山ラボ」設立</p> <p>●2026 京都大学と「新しい里山・里海共創プロジェクト」連携</p> <p>●2027 国内初「新CGNラベル」付き農産品の展開</p> <p>●2028 茨城県牛久に「チアーズ農園」を開園</p> <p>●2029 千葉市と千葉市動物公園における生物多様性に関する連携</p> <p>●2030 第1回イオンSATOYAMAフォーラム開催</p>	<p>＜中長期的環境目標＞</p> <p><b>持続可能な調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ・木材、パーム油で持続可能性に配慮して生産された商品の調達を推進</li> </ul> <p><b>食品廃棄物の削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■2025年までに、食品廃棄物を50%削減</li> <li>■食品資源循環モデルの構築</li> </ul> <p><b>脱炭素ビジョン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■2030年までに、店舗使用電力の50%を再生エネに切り替え</li> <li>■2040年までに、店舗で排出するCO<sub>2</sub>等を総量でゼロへ</li> </ul> <p><b>プラスチックの利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■2030年までに、使い捨てプラスチック使用量を50%削減</li> <li>■全てのPB商品で環境・社会に配慮した素材を使用</li> </ul>

<p>2001～</p> <p><b>イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン</b></p> <p>累計 贈呈金額</p> <p>約 <b>51</b> 億円</p> 	<p>2004～</p> <p><b>太陽光パネル導入</b></p> <p>導入店舗数</p> <p><b>1,327</b> 店舗</p> 	<p>2020～</p> <p><b>こども食堂応援団</b></p> <p>累計 募金総額</p> <p>約 <b>1.86</b> 億円</p> 
---	--	---

(各数値は2024年2月現在)

## 【資源循環の促進】

資源循環の促進を目指し、容器包装資材の削減や、環境配慮型の素材への転換を進めています。

2023年10月より、総合スーパーの「イオン」「イオンスタイル」では衣料、日用品・暮らしの品売場における有料レジ袋の配布を、これまでのプラスチック製から、環境配慮型の紙製へ切り替えいたしました。また、取り組み拡大を継続中のボトル to ボトルプロジェクトをはじめ、貴重な資源であるペットボトルの更なる有効活用の具現化や新たな実証なども、引き続き推進してまいります。

今後もお客さまとともに、資源の無駄使いや使い捨てを見直し、循環型社会の実現を目指してまいります。

## 【次世代育成・支援】

地域のこども食堂の活動を応援するため、引き続き2023年12月に「全国こども食堂応援募金」を実施、約3,111万円を認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえに寄付しました。

2023年度は更なるプロジェクトの深化を目指し、急激な物価高騰が続く中、地域の団体や企業、学校、自治体の皆さまとの連携を通じ、各取り組み事例や課題を共有、解決に向けた支援を進めてまいりました。今後も、食の支援に加え、地域の交流拠点としての役割も果たす「こども食堂」の活動を通じ、活気と喜びにあふれるコミュニティづくりに取り組んでまいります。



## ■イオンの森づくり

「自然の恵みを失うことは、豊かさの根源を失うこと」と危機感を抱き、植樹を通じて環境問題の解決に取り組むという想いのもと、1991年より植樹活動を継続して行っています。店舗の敷地内に、地域に自生する樹木を植樹する「イオン ふるさとの森づくり」や、公益財団法人イオン環境財団と連携のもと、伐採や自然災害等で荒廃した森林の再生に向けた植樹など、日本および世界各地のお客さまとともに進めてきた植樹活動は、植樹本数が累計約1,268万本となりました。

年数を経たイオンの森は、多くの地域固有の動植物が生息する自然豊かな森へ成長しています。こうしたイオンの森の生態系機能や生物多様性価値を、お客さまや従業員とともに学び、測定する「いきもの調査」を実施しており、2023年は全国95店舗のイオンの森で、1,000種以上の鳥、昆虫、植物などを観測しました。また、当社ホームページにて見つかったいきものの店舗別・ジャンル別の紹介を開始しました。

また、イオンの森づくりをさらに進化させ、持続可能な地域の実現に向けて自治体や行政、大学、国際機関等と協働した「イオンの里山づくり」に取り組んでいます。2023年は、公益財団法人イオン環境財団が京都大学・千葉大学・東京大学・東北大学・早稲田大学と合同で、里山が持つ新たな価値創造としてネイチャーポジティブやWell-being（ウェルビーイング）など多面的な視点で考える、「イオン SATOYAMAフォーラム」を初めて開催しました。

イオンは、自然豊かな森・地域を次代につなぐため、これからも、お客さま、地域の皆さまとともに木を植え、育てていきます。

## ■次世代育成(イオン チアーズクラブ)

公益財団法人イオンワンパーセントクラブでは、1996年より、自然や環境などに興味を持ち、考える力を育む場として、小学生を中心に全国のイオングループ店舗を拠点に408クラブ、4,467名の子どもたちが体験学習を行っています。

2023年は、新たに、イオン チアーズクラブ「カスミつくば」や「ウエルシアしずおか」が活動を開始し、農場での田植え、稲刈りや、店舗での販売体験、また調剤薬局の店舗での薬剤師のお仕事体験などを行いました。今後も公益財団法人イオンワンパーセントクラブと連携し、子どもたちが楽しみながら環境や社会について学ぶ様々な活動を展開してまいります。

## ■「令和6年能登半島地震」の支援活動

被災地域の一日も早い復旧・復興を願い、2024年1月3日から1月31日までの期間、全国のグループ約1万カ所の店頭に加え、キャッシュレス等による緊急支援募金を実施しました。お客さまからお寄せいただいた募金約5億8,226万円に、当社およびイオングループ各社が寄付を行っている公益財団法人イオンワンパーセントクラブからの寄付金を加えた合計約11億6,452万円を石川県・富山県・新潟県に贈呈し、被災された地域の方々の支援にお役立ていただきました。イオンは発災直後から、地域のライフラインとしての使命を果たすため、避難場所の提供、店舗営業の早期再開や、必需品をはじめとする物資の提供などの支援活動を行いました。一日も早く平常の生活に戻られるよう、当社は今後も支援活動を継続してまいります。





## ■イオンの基本理念を具現化する公益財団法人

事業活動を通じた取り組みに加えて、「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」「公益財団法人イオン環境財団」と連携し、環境・社会貢献活動を推進しています。



### 公益財団法人 イオンワンパーセントクラブ

1989年に創設を宣言し1990年に設立されました。「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと、イオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出し、「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」を柱に活動しています。



### 公益財団法人 イオン環境財団

イオンの基本理念のもと、日本で初めて地球環境をテーマにした企業単独の財団法人として、1990年に設立されました。以来、多様なステークホルダーの皆さまとともに「植樹」「環境活動助成」「環境教育」「パートナーシップ」の4つの事業を中心に活動を推進しています。現在は、持続可能な地域の実現を目的に、新たな里山づくりにも取り組んでいます。

## 【ダイバーシティ推進】イオンの“ダイ満足”の実現を目指して

グループの更なる成長と拡大、イオンピープルの誰もが活躍し、革新し続けることを目指し、すべての従業員が働きやすく、活躍できる企業環境づくりを実現するために、ダイバーシティが生み出す従業員とその家族、お客さま、会社の3者の満足の実現を目指す活動を“ダイ満足”と名づけ、グループ全体で様々な活動に取り組んでいます。革新し続ける企業集団であるためには、多様な人材がそれぞれの個性を活かして活躍できる、時代の変化に適した環境整備が重要となります。更なる女性活躍推進を目指し、その活躍を阻む偏見や思い込みを払拭するために、経営層、管理職層、一般従業員の3層に研修を実施し、合計3,822名が参加しました。研修に参加して終わるのではなく、そこでの気づきを研修後も意識し、その気づきを行動に変えるきっかけとし、継続性をもたせました。グループ各社のベストプラクティスを共有する、“ダイ満足”アワードは10回目を迎え、海外各社の事例共有を新たに加え、28社より30の取り組み施策が報告されました。女性社員による地域密着、お客さま視点の売場作り、商品開発、時間給社員店長活躍、意思決定の場への女性の登用の仕組み作り、風土改革、Well-being、LGBTQ+フレンドリーな買い物環境作りなど、優れた取り組みが生まれ、多様性が生み出す価値創造の実現に大きく貢献しています。なかでも障がい者雇用の拡大、活躍推進にはグループ各社の取り組みが進み、障がい者雇用率は、2.85%となりました。

## 【人的資本への投資】

イオンは、従業員の一人ひとりの成長を信じ、それぞれが自律的に成長する集団を目指しています。成長戦略の実現に向けた人材の育成、登用、採用の強化を図っており、DXが進展するなか、デジタル人材の育成に関しては、2025年までの目標を2千名と定め、社内育成と外部採用により人材確保に努めています。また、小売業では限定的な時間のなかで働く方が活躍するチャンスが大きく、こうした人材が柔軟に働くための環境整備にも力を注いでおり、従業員の8割を占める約40万人のパートタイマーの賃金を2年連続で7%引き上げる方針を発表しました。革新しつづける企業集団として、人的資本への投資と生産性向上への取り組みの両輪で持続可能な成長を目指してまいります。

## 2 企業集団の対処すべき課題

「中期経営計画(2021~2025年度)」の始動から約3年が経過しました。計画発表当初の予想を超えた物価の高騰や地政学リスクの高まりなど、世界規模で未曾有の環境変化が生じ、常態化しつつあるなか、イオンは激動の環境下でこそ地域社会に貢献し続けることが存在価値であると考え、社会の変化を先取りした新たな商品・サービスをグループで創出してきました。その指針となるのが、「デジタルシフトの加速と進化」「サプライチェーン発想での独自価値の創造」「新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化」「イオン生活圏の創造」「アジアシフトの更なる加速」の5つの変革と「グリーン戦略」です。

### <中期経営計画におけるグループ共通戦略>

#### ① デジタルシフトの加速と進化

デジタル事業の拡大と店舗デジタル化による生産性向上の両面でデジタルシフトに取り組み、着実に成果が出始めています。デジタル事業の拡大では、店舗出荷型のネットスーパーに加え、イオンネクスト株式会社が手掛ける「Green Beans(グリーンビーンズ)」が首都圏で稼働を始めました。リアルとデジタルが融合したOMO(Online Merges with Offline)の実現に向けて、お買い物の選択肢を拡大しています。店舗デジタル化では、レジゴーなどセルフレジの導入や、需要を予測して商品発注を最適化するAIを活用した業務効率化など、生産性向上のみならず、デジタルツールの活用によって、お買い物の楽しさの提供を進めてまいります。



#### ② サプライチェーン発想での独自価値の創造

トップバリュでは、お客さまの行動変容や新たなニーズに対応すべく、マーケットイン発想で商品開発を進め、昨年度は約2,500品目の新商品発売、リニューアルを実施しました。

また、物価上昇の中、お客さまの暮らしを応援したいとの思いから、トップバリュベストプライスを中心に一部値下げとともに増量企画も行いました。今後もお客さまに支持されるトップバリュ商品をより多く提供し、売上・利益率の向上を図ってまいります。



### ③ 新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化

イオンの持続的成長に向け、「ヘルス&ウエルネス」はグループを挙げて注力すべき領域です。ドラッグストアの再編・統合を含めた事業規模拡大を進め、手の届く価格で、ヘルス&ウエルネスにかかわる商品やサービス・場・情報を、都市部と地方を問わず享受できる社会の実現を目指します。そのため、新業態の開発や移動販売等、健康を中心に地域課題の解決や、各事業においてもウエルネスを軸に業容拡大を進めています。

### ④ イオン生活圏の創造

イオングループの提供する商品・サービス・場に加えて情報・決済等の基盤が、お客さまの便利で豊かなくらしと地域経済を支える状態を「イオン生活圏」とし、イオンが目指す姿としています。

その実現のため、イオングループは小売業から生活業へと事業領域を再定義し、事業各社においても、地域経済の活性化や地方都市の抱える社会課題の解決、地球環境の改善等の視点で各事業を推進しています。

### ⑤ アジアシフトの更なる加速

海外事業は、特に成長著しいベトナムを重点エリアとし、店舗開発力の強化、プライベートブランド商品開発の拠点化、リアル店舗とデジタル事業拡充に向けた投資へのシフトなど、将来の成長を享受すべく事業基盤の拡充を図っています。引き続きグループ一丸となり、今後も経済成長が見込まれるアジアでの事業拡大を推進してまいります。

### ⑥ グリーン戦略

環境負荷の低減は喫緊の事業課題としてだけでなく、重要な事業機会として、グループ・各社戦略の柱に位置づけています。従来の社会貢献活動に加え、事業活動そのものに組み込み、最優先施策の一つとして取り組んでいます。グループ共通施策としては、イオンが30年以上にわたり続けている植樹活動をはじめ、店舗・施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換、消費されたモノを再び資源として活用するサーキュラーエコノミービジネス、環境配慮型商品の開発などを強化しています。

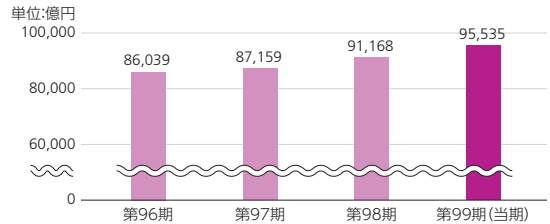


## 数字でみるイオン

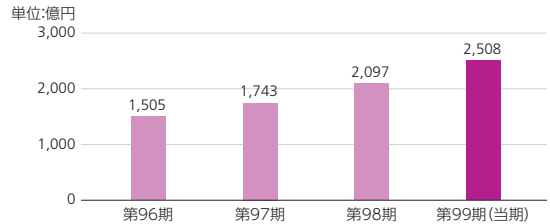
イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益	<b>9兆 5,535 億円</b>
連結営業利益	<b>2,508 億円</b>
親会社株主に 帰属する 当期純利益	<b>446 億円</b>
店舗数	<b>17,458 店舗</b> (うち海外店舗数 1,292店舗)
モール型SC数	<b>272 SC</b>
イオンカード等 カード会員数	<b>5,027 万人</b> (うち海外会員数 1,878万人)
電子マネー [WAON] 累計発行枚数	<b>1億195 万枚</b>

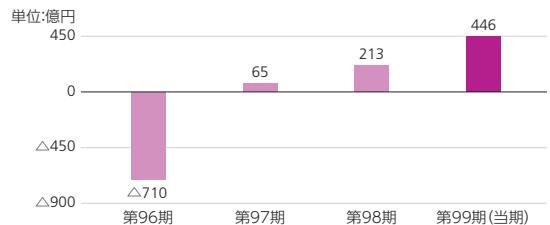
### 連結営業収益



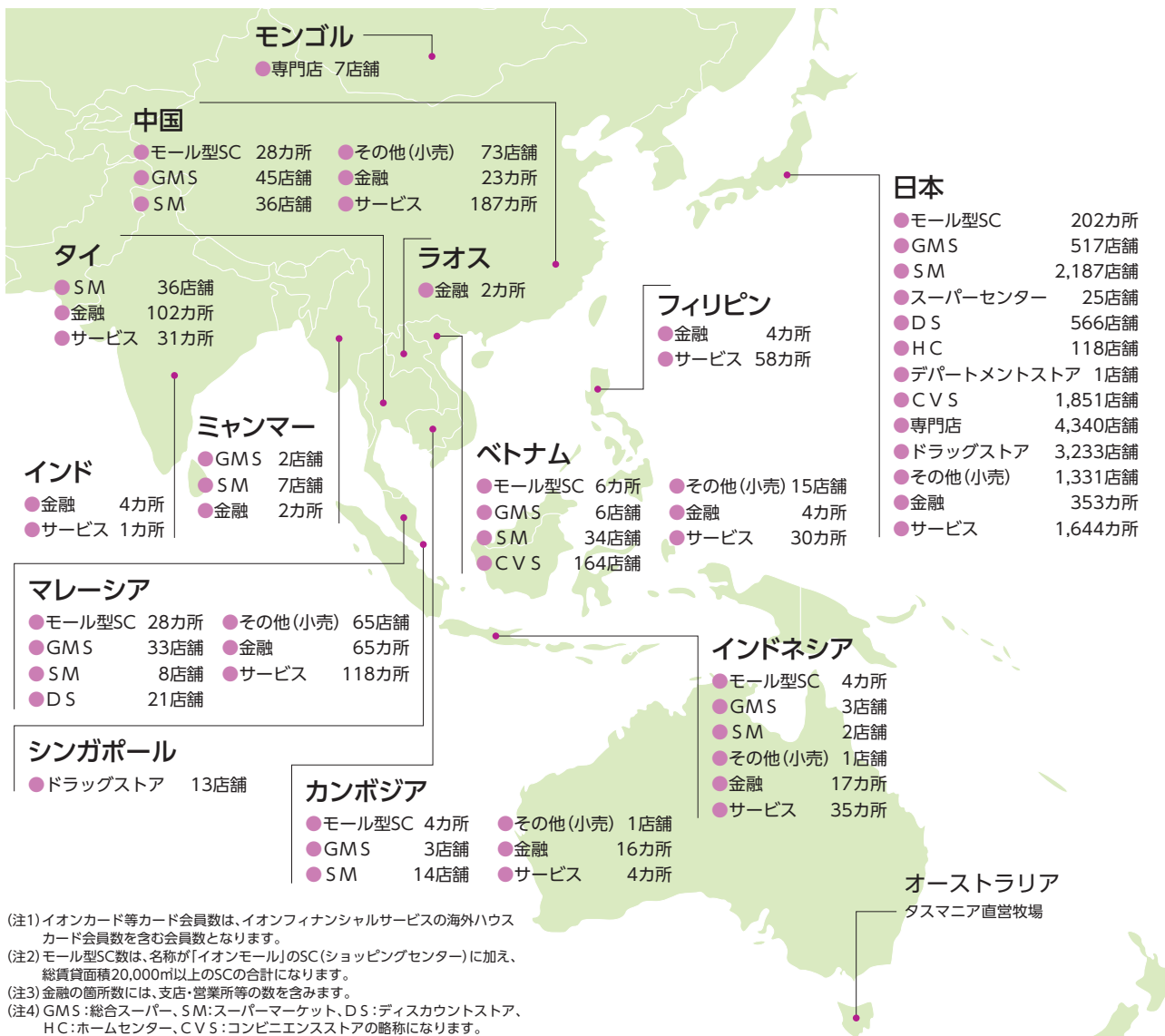
### 連結営業利益



### 親会社株主に帰属する当期純利益・純損失



日本・中国・アセアンを中心に店舗を展開しています。





### 3 企業集団および当社の概況 (2024年2月29日現在)

#### (1) 当社の株式に関する事項

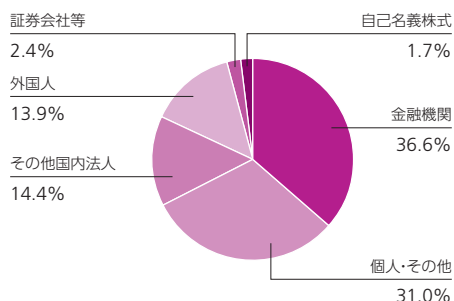
- |                     |                |          |          |
|---------------------|----------------|----------|----------|
| ① 発行可能株式総数          | 2,400,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 919,934名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 871,924,572株   | ⑤ 単元株式数  | 100株     |
| ③ 大株主(上位10名)        |                |          |          |

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	113,729	13.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	38,133	4.45
株式会社みずほ銀行	33,292	3.88
公益財団法人岡田文化財団	22,002	2.57
公益財団法人イオン環境財団	21,811	2.54
農林中央金庫	18,133	2.12
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY505234	12,127	1.41
イオン社員持株会	12,022	1.40
イオン共栄会(野村証券口)	11,830	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	10,061	1.17

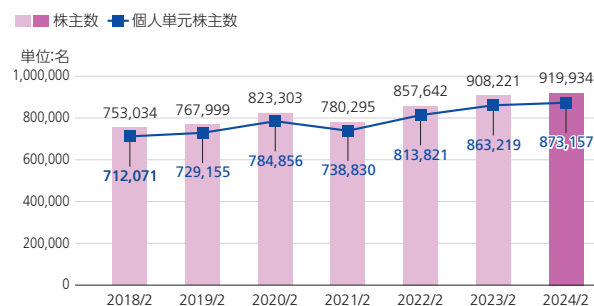
(注1) 持株比率は自己株式(14,826,481株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。なお、自己株式には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式(1,115,400株)は含んでおりません。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同行が退職給付信託に係る株式として拠出している株式9,378千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」)を含めています。

#### 所有者別株式保有状況



#### 株主数および個人単元株主数の推移



(2) 当社の会社役員に関する事項

● 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

■ 取締役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

	基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	5名	5名
支給額	60百万円	60百万円

■ 執行役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

地位	人数	基本報酬	業績報酬	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプションによる報酬)	合計
代表執行役会長 岡田元也	1名	52百万円	52百万円	32百万円	137百万円
代表執行役社長 吉田昭夫	1名	54百万円	72百万円	45百万円	171百万円
執行役副社長	3名	109百万円	84百万円	64百万円	258百万円
執行役	11名	297百万円	150百万円	135百万円	583百万円
合計	16名	514百万円	358百万円	278百万円	1,151百万円

(注) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第99期の業績に基づき2024年4月10日開催の報酬委員会および取締役会により決定しました。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2024年6月21日に新株予約権を割当てる予定であり、上記の支給額は、2024年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(3) 企業結合の状況等

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	67.16	総合小売業
イオン九州株式会社	4,915百万円	78.46	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.01	ホームセンター
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.77	スーパーマーケット事業の管理

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
		%	
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	64.71	スーパーマーケット
株式会社フジ	22,000百万円	51.49	総合小売業
株式会社いなげや (注2)	8,981百万円	51.04	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	54.10	コンビニエンスストア
(ヘルス&ウエルネス事業)			
ウエルシアホールディングス株式会社	7,748百万円	50.59	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業)			
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	50.00	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	68.32	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	541百万マレーシアドル	63.32	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,383百万円	58.82	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.53	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,763百万円	66.87	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	57.92	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社キャンドウ	3,028百万円	51.13	均一価格雑貨販売業
株式会社イオンファンタジー	1,810百万円	63.17	アミューズメント業
(国際事業)			
AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 公開買付けでの株式取得により、2023年11月29日に株式会社いなげやは連結子会社となりました。

(注3) 当期末において、特定完全子会社はありません。

#### (4) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、更なる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

#### 【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2024年4月10日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当18円とさせていただきます。これにより、中間配当18円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり36円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2024年5月1日(水曜日)とさせていただきます。

■ 下記内容に関しては、ウェブサイトに掲載しているため、本招集ご通知には記載しておりません。詳細のご確認は、下記のウェブサイトよりご確認いただけます。

#### ● ウェブサイトでご確認いただける事項

##### ■ 株主総会参考書類

第2号議案の補足資料

##### ■ 事業報告

取締役会および各委員会の活動状況等、主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況、当社の会社役員に関する事項(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等)、当社の会計監査人の状況、従業員の状況、当社の主要な借入先当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針、会社の支配に関する基本方針

##### ■ 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表  
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

##### ■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告、会計監査人の監査報告、監査委員会の監査報告

#### ● 当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしご確認ください。)

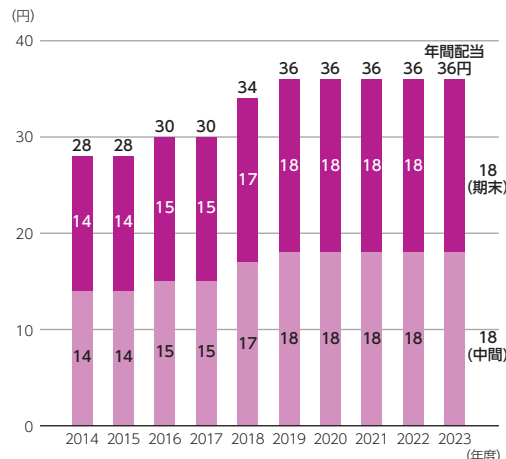


#### ● 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiji/>



#### 年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

## 連結計算書類(要旨)

### 連結貸借対照表

(単位:百万円未満切捨)

	当期末 2024.2.29現在	前期末 2023.2.28現在
<b>【資産の部】</b>		
流動資産	8,044,917	7,681,759
(うち棚卸資産)	625,291	596,708
固定資産	4,895,951	4,659,764
有形固定資産	3,414,988	3,301,444
無形固定資産	375,251	356,026
投資その他の資産	1,105,712	1,002,292
資産合計	12,940,869	12,341,523
<b>【負債の部】</b>		
流動負債	7,772,914	7,477,878
固定負債	3,080,753	2,893,412
負債合計	10,853,667	10,371,290
<b>【純資産の部】</b>		
株主資本	913,399	908,498
資本金	220,007	220,007
資本剰余金	288,337	299,667
利益剰余金	425,596	411,758
自己株式	△20,543	△22,936
その他の包括利益累計額	140,720	84,077
新株予約権	1,155	1,173
非支配株主持分	1,031,925	976,482
純資産合計	2,087,201	1,970,232
負債及び純資産合計	12,940,869	12,341,523

### 連結損益計算書

(単位:百万円未満切捨)

	当期 2023.3.1~2024.2.29	前期 2022.3.1~2023.2.28
営業収益	9,553,557	9,116,823
売上高	8,337,277	7,961,711
総合金融事業における営業収益	424,722	401,081
その他の営業収益	791,557	754,030
営業原価	6,007,745	5,778,894
売上原価	5,953,919	5,725,286
総合金融事業における営業原価	53,826	53,608
営業総利益	3,545,811	3,337,929
販売費及び一般管理費	3,294,989	3,128,145
営業利益	250,822	209,783
営業外収益	34,427	36,117
営業外費用	47,769	42,235
経常利益	237,479	203,665
特別利益	20,717	48,048
特別損失	76,726	83,365
税金等調整前当期純利益	181,470	168,347
法人税、住民税及び事業税	87,175	78,996
法人税等調整額	△10,568	4,980
当期純利益	104,863	84,371
非支配株主に帰属する当期純利益	60,171	62,989
親会社株主に帰属する当期純利益	44,692	21,381



## ■ 株主優待制度のご案内

### ご優待1 イオン株主さまご優待カード

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。

#### 毎日のお買物がおトク！ 3・4・5・7%の還元

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた還元率をかけた金額を半期毎にまとめて現金またはWAON POINTで還元します。また、毎月20日、30日のお客さま感謝デーではお会計時に5%割引特典があります。

オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

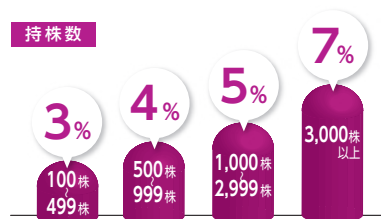
※上記以外でのお支払いは、還元特典の対象にはなりません。

※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。

※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。

※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認ください。 <https://www.aeon.info/company/yutai/>

### OWNER'S CARD



### ご優待2 長期保有株主優待制度

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上所有の株主さまにイオンギフトカードを進呈させていただきます。

本年は2021年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬に進呈いたします。

#### ▶ お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に記載の基準でイオンギフトカードを発送いたします。

※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

## ■ お知らせ

① 2024年4月より、公益財団法人岡田文化財団が運営する美術館 パラミタミュージアム(三重県三重郡菟野町)が優待料金でご利用いただけるようになりました。

※オーナーズカードのご提示で入館料金が、50%offの一般500円、大学生400円、高校生250円でご利用いただけます。

② 2024年4月より、イオンモバイルの通信料金が、5%引きになるサービスを新たに開始しました。

※基本料金、オプション費用が対象になります。(通話料、SMS送付料、端末・アクセサリ代金は対象外となります。)ご登録できるのは株主ご本人さま1名義に対して1契約のみです。

※特典を適用するには下記のイオンモバイル専用ウェブサイトの「マイページ」からオーナーズカード情報の登録が必要です。

※ご登録方法など詳しくは、下記のイオンモバイルのウェブサイトまたはオーナーズカードご案内サイトよりご確認ください。

イオンモバイル通信サービス ☎0120-025-260 <https://aeonmobile.jp/>

③ iAEONアプリにオーナーズカードを登録すると、お持ちのスマートフォンでご利用いただけます。

※事前にオーナーズカード情報のご登録が必要になります。ご登録いただけるのは株主ご本人さまのみです。ご利用の際は、必ずiAEONアプリの会員コードのスクリーンショットが必要で

※ご登録の際に必要な「登録コード」は半期に一度お送りするオーナーズカードご利用明細書でご確認ください。

★オーナーズカードのご利用方法について詳しくは、下記ウェブサイトよりご確認ください。

オーナーズカードご案内サイト <https://www.aeon.info/ir/stock/benefit/card/>



## ■ 事前の議決権行使

事前に郵送またはインターネットにより議決権のご行使を行うことができます。

前記の株主総会参考書類(9～26頁)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■ インターネット等による議決権行使のご案内


インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単!] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。


※操作画面はイメージです。

#### ステップ1



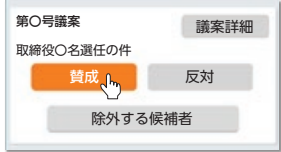
ログイン用QRコード

#### ステップ2




すべての会社提案議案について「賛成」する  
各議案について個別に指示する

#### ステップ3



第〇号議案 議案詳細  
取締役〇名選任の件  
賛成 反対  
除外する候補者

#### ステップ4



スマート行使  
行使完了  
この内容で行使する

議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、「議案詳細」から議案が参照できます。


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

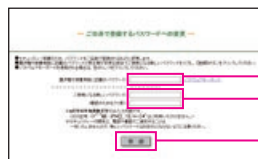
**ご留意事項** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  


「次へすすむ」をクリック
- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。  


「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック
- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。  


「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

**ご留意事項** ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

1. インターネット等による議決権の行使は、2024年5月28日(火曜日)午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行してくださいませようお願い申し上げます。
2. インターネット等と郵送の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、またインターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

### 機関投資家の皆さまへ

左頁のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

### お問い合わせ

インターネット等による議決権の行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

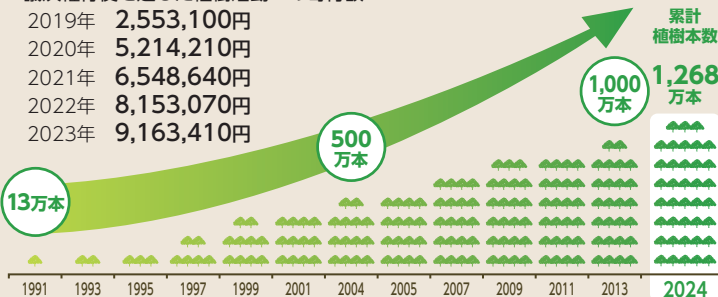
 **0120(652)031**

受付時間 9:00~21:00

## 議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。 「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動に寄付します。

イオンでは、植樹活動を「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を具現化する活動と位置づけ、1991年より世界各地で取り組んでいます。議決権行使の際にスマート行使(ハガキでの返送以外の電磁的行使)をご利用いただいた場合、郵送費用の一部を、公益財団法人イオン環境財団の植樹活動にお役立てさせていただきます。株主の皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながるスマート行使を是非ご利用ください。

<議決権行使を通じた植樹活動への寄付額>



**更に** 「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から

**抽選で、3,000円分の商品券を500名様にプレゼント!**

(※当選された株主さまには、7月下旬頃に発送予定です。)

**更に** 議決権行使をされたすべての株主さまに、  
**株主さまご優待パスポートを進呈!**

(※イオン、イオンスタイル等の店舗で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを、6月中旬頃に発送予定です。)

### 特別企画

株式会社上場50周年の特別企画をご用意しております。詳しくは、スマート行使による議決権行使後のご案内または本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。

## ■ 当日のご出席に関する事前登録のお願い

会場でのご出席に比べ、ご自宅等から、当社指定のウェブサイトを通じてアクセスし、議決権行使やご質問等が可能なインターネット出席をご用意しています。当日のインターネットでのご出席は、事前登録が必要となります。また、会場でのご出席をご希望の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いいたします。ご登録にあたって必要となるID・パスワードは本招集ご通知とあわせてお送りする書類「イオン株式会社 第99期定時株主総会 インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載されています。また、注意事項等は、本招集ご通知とあわせてお送りする書類（「ご出席の事前登録 インターネット出席等のご活用のお願い」）をご確認ください。

### 1 会場でのご出席



- お土産のご用意は予定しておりません。
- 会場準備の都合により、事前登録をお願いしております。当日、会場でのご出席をご希望の場合は、事前登録へのご協力のほどお願いします。  
ご出席ご希望の株主さまは、下記ウェブサイトのご案内に沿ってお申込みください。詳しくは本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。
- 当日は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書と本通知をご持参のうえご来場ください。

登録の受付期限 **2024年5月15日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



### 2 インターネット出席



当社指定のウェブサイトを通じ、当日、インターネットによるライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等を行えます。インターネットでご出席いただく通信環境を整えるため、事前登録制としています。ご出席をご希望の場合は、必ず下記のウェブサイトよりご登録ください。ご登録いただき当日インターネット出席されますと、株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したもものとして取り扱われます。ご出席をご希望の株主さまは必ず、受付期限までにご登録をお願いします。

登録の受付期限 **2024年5月15日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



**当日、ご出席をご希望の場合は、「事前登録」をお願いします。**

## 注意事項

### <会場での出席をご希望の株主の皆さまへ>

- **ご出席をご希望の場合は、事前登録のご協力をお願いします。**
- 体調のすぐれない方は、出席をお控えください。ご自身および周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。(受付からご案内いたします。)
- ご出席の株主さまへのお土産のご用意は予定しておりません。

### <インターネット出席をご希望の株主の皆さまへ>

- **ご出席をご希望の場合は、必ず事前登録をお願いします。事前にご登録いただけない場合はインターネットでの出席はできません。**
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。
- 通信環境等の影響により、通信遅延や接続不能、接続後のインターネットのライブ中継の映像や音声の乱れ、一時中断など通信障害が発生する可能性があります。当社は、そのような障害によって株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- 視聴環境等の詳細につきましては、左頁のウェブサイトからご確認ください。
- インターネットによる出席は、会場での出席と異なった取り扱い等がありますので、予めご了承ください。
- 本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、賛否の表明ができない場合があります。その場合は、欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- 株主さまの代理人による出席はお断りします。また、株主さま以外のご視聴はお断りします。インターネット配信URLを第三者に共有すること、また、株主総会の模様を録音、録画、公開等をすることはお断りさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、インターネット出席の株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただく場合がございます。
- 通信の安定性が懸念される想定を超えるご応募があった場合は、期日前に受付を終了する場合がございます。

### <その他>

- 当日のインターネットによるライブ中継では、質疑応答を含めた中継となりますので、ご出席いただく株主さまの映像・音声、配信される場合がございますので予めご了承ください。
- 会場、インターネットの両方での出席はできません。会場、インターネットの両方での出席が確認された場合は、会場での出席扱いにさせていただきます。
- 事前に議決権行使を行い、当日は株主総会の模様をインターネットで**ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です**。ご視聴時のアクセス先で求められる「視聴コード」は、次頁に記載されたものをご確認のうえご入力ください。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認くださいませようお願いします。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>





## ■ ご視聴のみのライブ中継のご案内

### ウェブサイトでのご視聴サービス

当日Webにてご視聴のみをご希望の株主さまは、**事前登録不要**でご視聴いただけます。

#### 視聴方法

事前登録を行わず当日、ご視聴のみご希望の株主さまは、下記のウェブサイトの「第99期定時株主総会」から「ライブ中継(ご視聴のみ)」にアクセスしてご視聴いただけます。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



#### 公開日時

**2024年5月29日(水曜日)午前10時から**

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始1時間前よりアクセスは可能になります。

#### ログイン方法

「視聴コード」を入力しご視聴ください。

※半角英数字で入力をお願いします。



#### ・本ログイン方法でのご視聴においては、ご視聴中に、ご質問や議決権のご行使はできません。

株主総会当日に、インターネットを通じて議決権行使や質問が可能となるインターネット出席をご希望の場合は、事前登録が必要となりますので、47～48頁をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

#### ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので予めご了承ください。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。

視聴環境等の詳細につきましては、上記のウェブサイトからご確認いただけますのでご参照ください。

#### ・ライブ中継は、株主さま以外のご視聴、またご視聴中の映像・音声の録画・公開等はお断りします。

#### ・今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、上記のウェブサイトで随時更新しお知らせします。

### 株主総会終了後のご視聴サービス

当社ウェブサイトで株主総会での事業報告、経営方針の模様を録画で配信します。

公開予定日：2024年6月11日(火曜日)

## 株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

【交 通】 J R 京葉線「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

J R 総武線・京成線「幕張本郷駅」から「幕張メッセ中央」行きバスで約17分



**ご出席をご希望の場合は、事前登録にご協力をお願いします。詳しくは47~48頁をご参照ください。**

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意の予定はございません。

※お帰りの際は、是非、イオンモール幕張新都心にお立ち寄りください。“エキマエモール(EKIMAEモール)”はJR京葉線の幕張豊砂駅前にあります。



# 皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。



議決権行使は株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。株主総会へご出席いただけない場合は、郵送またはスマートフォン等でご行使いただけます。当社ではCO<sub>2</sub>の削減につながり、即時に議決権の行使が反映するスマートフォン等での電磁的行使をおすすめしています。また「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動にお役立てさせていただいており、昨年は916万円の寄付を行いました。議決権を行使いただいた株主の皆さまに素敵な企画をご用意していますので、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

更に

## 素敵な特典！

### ★ 3,000円分の商品券を500名様にプレゼント！

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から抽選でプレゼントします。

### ★ 株主さまご優待パスポートを進呈！

議決権行使をされたすべての株主さまに総合スーパーのイオン、イオンスタイル等で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを進呈します。6月中旬頃に発送の予定です。

## 特別企画

株式上場50周年の特別企画をご用意しております。

詳しくは、スマート行使による議決権行使後のご案内または本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。

## ■ 議決権行使のお願い(スマートフォンで簡単にご行使いただけます)

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

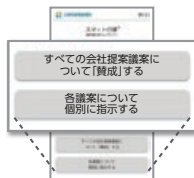
※操作画面はイメージです。

#### ステップ1



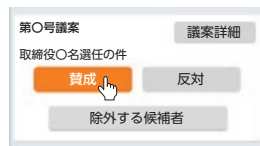
議決権行使書紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

#### ステップ2



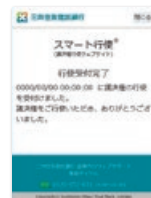
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

#### ステップ3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、「議案詳細」から議案が参照できます。

#### ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



木を植えています

私たちはイオンです



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主の皆さまへ

# 第99期定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第99期 定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、  
法令および当社定款の規定に基づく書面交付請求に  
伴う交付書面としております。

2024年4月30日

# 目次

## ■株主総会参考書類

- 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件  
別紙1～3資料 ..... 1頁

## ■事業報告

- コーポレート・ガバナンス ..... 5頁  
(取締役会および各委員会の活動状況等)
- 主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況 ..... 8頁
- 当社の会社役員に関する事項 ..... 9頁  
(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容)
- 当社の会計監査人の状況 ..... 16頁
- 従業員の状況、当社の主要な借入先 ..... 17頁

## ■連結計算書類

- 連結貸借対照表 ..... 18頁
- 連結損益計算書 ..... 19頁

## ■計算書類

- 貸借対照表 ..... 20頁
- 損益計算書 ..... 21頁

## ■監査報告

- 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 ..... 22頁
- 会計監査人の監査報告 ..... 24頁
- 監査委員会の監査報告 ..... 26頁

## ■ご参考

- 本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 ..... 28頁
- 株主メモ ..... 29頁



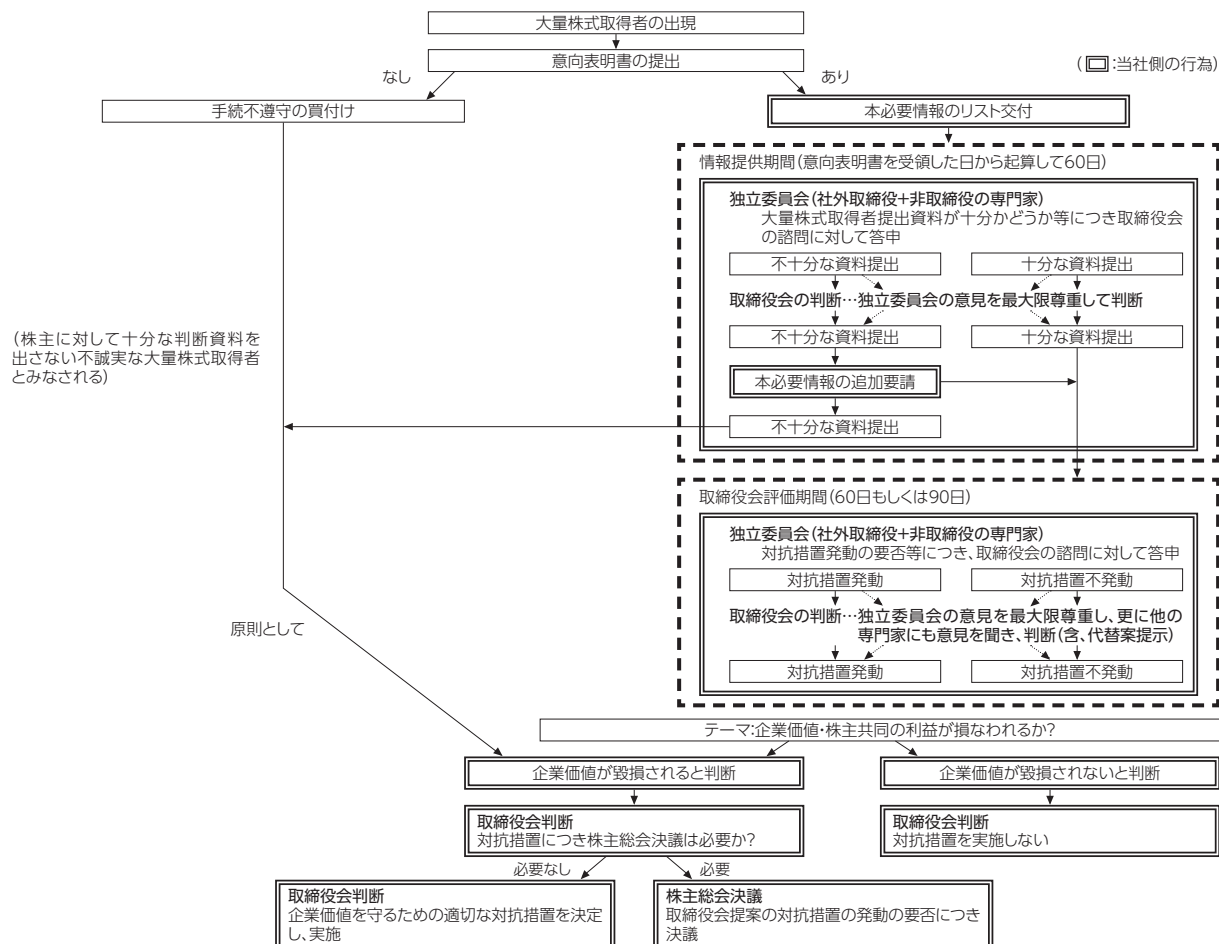
# ■ 株主総会参考書類

## ● 第2号議案 当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件

別紙1

(参考)

### 本件方針に係る手続き・判断の流れ



(注1) 双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

(注2) 対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。

## 独立委員会の概要および委員候補者

### 1. 独立委員会の概要

#### (1) 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

#### (2) 構成

① 独立委員会の委員は、3名以上とする。

② 独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名)によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。

③ 当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

④ 当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

#### (3) 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

#### (4) 任期

① 独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。

② 前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞なく社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

#### (5) ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

(a)大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見

(b)大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限

(c)大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見

- (d)当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限
  - (e)行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項
  - (f)その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項
- (6) 評価等の内容の決定
- ① 独立委員会が取締役に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定定数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。
  - ② 独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。
- (7) 事務局等
- ① 独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。
  - ② 独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

## 2. 独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。

なお、社外取締役全員が独立委員会委員となりますので、第1号議案をご承認いただくことを条件として、独立委員会委員になる社外取締役は、本株主総会参考書類に記載のとおりであります。

別紙3

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数(以下、「対象株式数」という。)とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

#### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

#### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者(以下、「大量株式取得者」という。)に行使を認めないこと等を行行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (2) 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の4営業日(証券取引所における現行の3日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。)前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。
- (3) 本新株予約権の割当基準日の3営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (4) その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

#### 10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

## ■事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

### ●企業集団の事業の概要

#### コーポレート・ガバナンス

##### 【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」、2023年には「イオングループ未来ビジョン」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

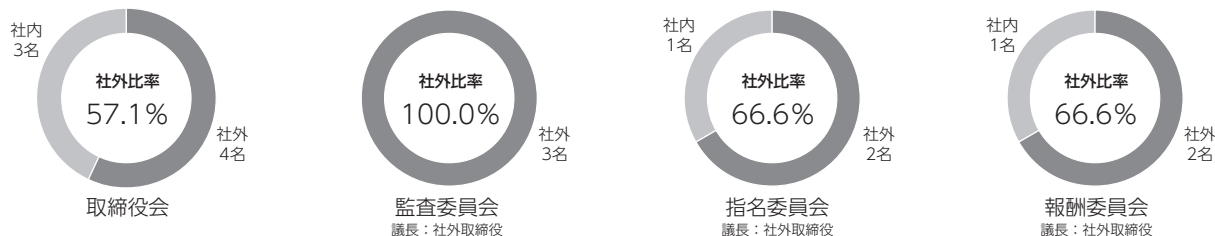
##### ◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年	2023年～
商号	ジャスコ㈱	イオン㈱(2001年8月～)											
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社(2008年8月～)								
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社(2003年5月～)										
各委員会	-		指名委員会(議長:社外取締役)										
			報酬委員会(議長:社外取締役)										
			監査委員会(議長:社外取締役)										
取締役	23名	8名	7名	7名	9名				8名	7名			
(内:社外取締役)	-	※注	4名(半数)	3名	3名	5名(過半数)					4名(過半数)		
(内:女性)							1名					2名	
(内:外国人)									1名				
取締役会の運営等									取締役会の実効性評価				
									社外取締役ミーティング				
理念・方針	イオンの基本理念(1989年～)												
									コーポレートガバナンス基本方針制定				
												イオングループ未来ビジョン制定	→

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。



## 取締役会&3委員会の構成



※社外取締役4名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

## 【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役の職務執行の監督</li> <li>会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定</li> </ul>
監査委員会	年9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役の職務執行の監査</li> <li>株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定</li> </ul>
指名委員会	年4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定</li> </ul>
報酬委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定</li> </ul>

※上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催に加え海外の事業所の視察等を行っています。

## 【取締役会の活動状況】

当事業年度は取締役会を8回開催し、各取締役の出席率は100%です。取締役会では会社法などに定められた決議、報告事項のほか、会社の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、長期的な視点のもと、当社の経営に関する重要な事項について活発な議論を行いました。

取締役会の実効性向上に資する意見や改善提案を踏まえ、2023年度は経営統合など重要な事案については、事前説明会を開催することで、社外取締役の豊富な知識や経験が支える討議中心の取締役会となり、ガバナンス機能を発揮しています。また、当社として捉えている環境分析や数値状況の要因・背景などの情報提供を更に充実させることで、業務執行のモニタリングに役立てています。今後もステークホルダーに対して、イオングループの企業理念や未来ビジョンに向けた中長期的な価値など、積極的にイオンの取り組みを発信してまいります。

### 【監査委員会の活動状況】

当事業年度は監査委員会を9回開催し、各委員の出席率は100%です。監査委員会における主な決議事項は、年度の監査方針、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意等です。更に、会計監査人の監査計画・四半期レビュー報告、経営監査室の監査報告、執行部門によるリスクマネジメントの取り組み、内部通報制度の運用状況、お客さまの声への対応状況、財務・経理の状況等について報告を受け、執行役の職務執行の状況と内部統制のシステムに関する理解を深めるための対話を行っております。加えて、会計監査人の独立性を確保するため、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)の基準に従い、会計監査人等の非保証業務提供に関する事前了解の基本方針についても監査委員会で検討し、決議を行いました。

### 【指名委員会の活動状況】

当事業年度は指名委員会を4回開催し、新任取締役候補者の選任、株主総会に提出する取締役選任議案について審議、決定を行いました。新任取締役候補者の選任にあたり、候補者の経歴や実績等を委員会で審議のうえ、候補者と委員全員が面談を実施、その結果を踏まえて決定いたしました。

### 【報酬委員会の活動状況】

当事業年度は報酬委員会を3回開催し、2023年度業績報酬支給額および株式報酬型ストックオプション発行数の審議・決定、2024年度の実績報酬および執行役の報酬の審議・決定、グループ役員報酬ガイドラインの改定について審議を行いました。

## ●企業集団および当社の概況(2024年2月29日現在)

### (1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、309社の連結子会社、25社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

### (2) 店舗数

#### ① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### ② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
モール型SC	272	ホームセンター	118	その他物販	1,486
総合スーパー	609	デパートメントストア	1	金融	592
スーパーマーケット	2,324	コンビニエンスストア	2,015	サービス	2,108
スーパーセンター	25	専門店	4,347	合 計	17,730
ディスカウントストア	587	ドラッグストア	3,246		

### (3) 資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、人時生産性向上に向けた店舗デジタル化やネットスーパー・Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は3,962億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

#### (4) 当社の会社役員に関する事項

##### ① 会社役員の状況

##### 取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
岡田元也	取締役会議長 指名委員 報酬委員	
吉田昭夫		
羽生有希		
塚本隆史	指名委員会議長 報酬委員会議長 監査委員	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役 一般社団法人日英協会 理事長
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	
キャリー ユー	監査委員	PwC香港 シニアアドバイザー
林 眞 琴	監査委員会議長	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 三井物産株式会社 社外監査役 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役

(注) 岡田元也、吉田昭夫、羽生有希の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

## 執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役 イオンリテール株式会社 取締役 株式会社キャンドウ 取締役
執行役副会長	藤 田 元 宏	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役 株式会社いなげや 取締役
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当 株式会社やまや 社外取締役
執 行 役	松 本 忠 久	ヘルス&ウエルネス担当 ウエルシアホールディングス株式会社 代表取締役社長
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当 マックスバリュ東海株式会社 取締役会長 ミニストップ株式会社 取締役 株式会社フジ 取締役
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役 イオンリテール株式会社 監査役



地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当
執 行 役	大 野 恵 司	マレーシア担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役社長
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当

(注1) 取締役 塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴の各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注2) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注3) 当期中の異動

2023年3月1日 松本忠久、後藤俊哉、大野恵司、古澤康之の各氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2023年5月26日 大野恒太郎氏は、任期満了により取締役を退任しました。

林眞琴氏は、新たに取締役に選任され就任しました。

(注4) 2024年2月29日をもって、藤田元宏、大野恵司の両氏は、執行役を辞任しました。

(注5) 2024年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 会 長	岡 田 元 也	
代 表 執 行 役 社 長	吉 田 昭 夫	
執 行 役 副 社 長	羽 生 有 希	デジタル担当
執 行 役 副 社 長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執 行 役 副 社 長	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	松 本 忠 久	ヘルス&ウエルネス担当
執 行 役	井 出 武 美	GMS担当
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当
執 行 役	岡 田 尚 也	マレーシア担当

## ② 社外取締役に関する事項

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・塚本隆史氏は、特別顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループのみずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・林眞琴氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

### ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚本隆史	8/8	9/9	3/3	3/3
ピーターチャイルド	8/8	-	4/4	3/3
キャリーユー	8/8	9/9	-	-
林眞琴	7/7	6/6	-	-

### ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

#### <取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等>

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識のもとに、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。加えて報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。
- ・ピーターチャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

- ・キャリー ユー氏は、英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・林眞琴氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識のもとに、リスク管理・法令遵守などコンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。

### ③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の概要

#### イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

#### ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

### ⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

#### イ. 報酬ポリシー

- ・当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。

- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

#### 【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。
- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

#### □. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

#### 八. 執行役報酬

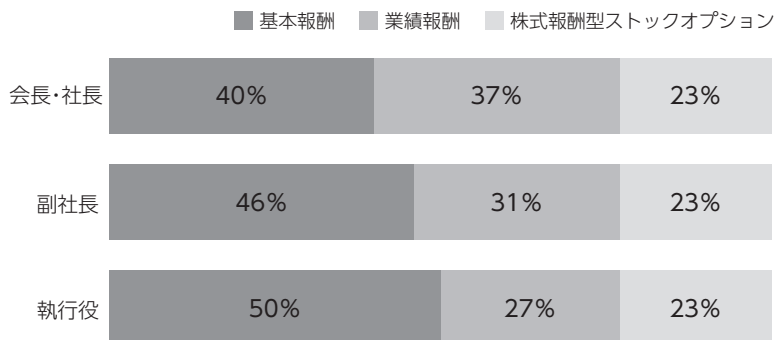
- i 基本報酬  
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬  
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション  
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成  
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成とする。ただし、会長・社長は全社業績と中期経営計画の進捗により評価する。
  - a. 全社業績報酬  
役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。
  - b. 個人別業績報酬  
役位別基準金額・割当数に対して、中期経営計画に連動した目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

V 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、事業全体の成長を表す連結営業収益と、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

なお当期の実績は、連結営業収益9兆5,535億円および連結経常利益2,374億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※ 予算達成率100%の際の報酬ウエイトになります。

執行役支給基準

項目	支給方法	支給基準			
基本報酬	毎月	役位別に設定した報酬テーブルに基づき決定			
業績報酬	年1回	会長・社長			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	30%
				経常利益	40%
		定性評価	中期経営計画	中計進捗評価	30%
株式報酬	年1回	副社長・執行役			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	20%
				経常利益	30%
定性評価	中期連動目標	目標達成度評価	50%		



## ⑥ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2023年 4 月12日	2022年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2022年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2023年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議
2023年 5 月26日	2023年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議 2023年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議 2023年度 報酬委員会の議案・スケジュールの検討
2024年 2 月14日	2024年度 執行役報酬について審議 グループ役員報酬ガイドラインについて審議
2024年 4 月10日	2023年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2023年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2024年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議 グループ役員報酬ガイドラインについて審議・決議

## (5) 当社の会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

### ② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	148百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,490百万円

(注1)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2)当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業価値向上に資するアドバイザー業務等の対価を支払っています。

(注3)当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

### (6) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	34,582	102,401
SM事業	27,262	88,307
DS事業	1,879	9,423
ヘルス&ウエルネス事業	15,943	27,293
総合金融事業	16,041	5,473
ディベロッパー事業	4,261	1,911
サービス・専門店事業	31,062	26,319
国際事業	28,015	6,723
その他事業	1,652	539
純粋持株会社等	2,887	2,877
合計	163,584	271,266

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約435千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約599千名となります。

### (7) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	44,000
株式会社日本政策投資銀行	43,500
株式会社三井住友銀行	26,000
農林中央金庫	23,400
株式会社三菱UFJ銀行	20,000
三井住友信託銀行株式会社	19,000
株式会社りそな銀行	17,000

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

# ■連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2024年2月29日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,044,917
現金及び預金	1,165,536
コールローン	1,192
受取手形及び売掛金	1,957,426
有価証券	668,271
棚卸資産	625,291
営業貸付金	559,747
銀行業における貸出金	2,663,103
その他	527,098
貸倒引当金	△122,751
固定資産	4,895,951
(有形固定資産)	(3,414,988)
建物及び構築物	1,645,556
工具、器具及び備品	234,059
土地	1,071,310
リース資産	93,920
建設仮勘定	102,332
その他	267,808
(無形固定資産)	(375,251)
のれん	139,788
ソフトウェア	167,986
リース資産	26,191
その他	41,284
(投資その他の資産)	(1,105,712)
投資有価証券	302,904
退職給付に係る資産	44,216
繰延税金資産	157,799
差入保証金	416,991
店舗賃借仮勘定	2,439
その他	187,497
貸倒引当金	△6,136
資産合計	12,940,869

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	7,772,914
支払手形及び買掛金	1,073,189
銀行業における預金	4,533,233
短期借入金	480,274
1年内返済予定の長期借入金	333,475
1年内償還予定の社債	160,429
コマース・ペーパー	125,000
リース債務	69,563
未払法人税等	52,027
契約負債	227,520
賞与引当金	47,932
店舗閉鎖損失引当金	11,982
ポイント引当金	6,730
設備関係支払手形	55,969
その他	595,585
固定負債	3,080,753
社債	958,138
長期借入金	1,259,019
リース債務	314,115
繰延税金負債	47,900
役員退職慰労引当金	316
店舗閉鎖損失引当金	6,731
偶発損失引当金	44
利息返還損失引当金	2,802
退職給付に係る負債	15,535
資産除却負債	122,093
長期預り保証金	268,256
保険契約準備金	48,358
その他	37,441
負債合計	10,853,667
(純資産の部)	
株主資本	913,399
資本金	220,007
資本剰余金	288,337
利益剰余金	425,596
自己株	△20,543
その他の包括利益累計額	140,720
その他有価証券評価差額金	68,233
繰延ヘッジ損益	417
為替換算調整勘定	67,154
退職給付に係る調整累計額	4,916
新株予約権	1,155
非支配株主持分	1,031,925
純資産合計	2,087,201
負債純資産合計	12,940,869

連結損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金	額
売上高		8,337,277
総合金融事業における営業収益		424,722
その他の営業収益		791,557
営業収益合計		9,553,557
売上原価		5,953,919
総合金融事業における営業原価		53,826
営業原価合計		6,007,745
営業総利益		2,383,358
販売費及び一般管理費		3,545,811
営業利益		3,294,989
営業外収益		250,822
受取利息	5,570	
受取配当金	4,460	
持分法による投資利益	5,350	
テナント退店違約金受入	2,139	
貸倒引当金戻入	512	
その他	16,392	34,427
営業外費用		
支払利息	39,066	
その他	8,703	47,769
経常利益		237,479
特別利益		
固定資産売却益	7,645	
投資有価証券売却益	4,186	
段階取得に係る差益	5,102	
その他	3,782	20,717
特別損失		
減損	45,848	
店舗閉鎖損失引当金繰入	11,150	
固定資産除却損	3,716	
店舗閉鎖損	3,795	
投資有価証券評価損	6,428	
その他	5,787	76,726
税金等調整前当期純利益		181,470
法人税、住民税及び事業税	87,175	
法人税等調整額	△10,568	76,607
当期純利益		104,863
非支配株主に帰属する当期純利益		60,171
親会社株主に帰属する当期純利益		44,692

## ■計算書類

貸借対照表(2024年2月29日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	367,711
現金及び預金	40,269
関係会社短期貸付金	299,739
未収収益	14,247
未収入金	9,281
その他	4,173
固定資産	1,342,181
(有形固定資産)	(14,588)
建物	10,132
構築物	90
工具、器具及び備品	382
土地	3,984
(無形固定資産)	(1,305)
商標権	535
その他	769
(投資その他の資産)	(1,326,287)
投資有価証券	184,532
関係会社株式	1,079,590
関係会社出資金	78,403
その他	1,016
貸倒引当金	△61
投資等損失引当金	△17,193
資産合計	1,709,893

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	265,930
1年内返済予定の長期借入金	21,200
1年内償還予定の社債	25,000
コマーシャル・ペーパー	30,000
未払金	8,066
未払費用	3,047
未払法人税等	623
未払消費税等	446
預り金	175,831
賞与引当金	339
その他	1,375
固定負債	777,325
社債	295,000
長期借入金	370,750
投資等損失引当金	108,893
繰延税金負債	2,486
その他	196
負債合計	1,043,256
(純資産の部)	
株主資本	590,279
資本金	220,007
資本剰余金	316,989
資本準備金	316,894
その他資本剰余金	94
利益剰余金	73,760
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	61,990
固定資産圧縮積立金	3,701
別途積立金	35,500
繰越利益剰余金	22,788
自己株式	△20,478
評価・換算差額等	75,995
その他有価証券評価差額金	75,920
繰延ヘッジ損益	74
新株予約権	362
純資産合計	666,637
負債純資産合計	1,709,893

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	43,155	
関係会社受入手数料	23,875	
その他	953	67,983
営 業 総 利 益		67,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,137
営 業 利 益		45,846
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,028	
その他	525	9,553
営 業 外 費 用		
支払利息	9,708	
投資等損失引当金繰入額	16,651	
その他	2,869	29,229
経 常 利 益		26,171
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	2,804	
関係会社株式売却益	2,281	5,086
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	6,310	
投資等損失引当金繰入額	6,013	
関係会社株式評価損	740	
その他	363	13,427
税 引 前 当 期 純 利 益		17,829
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	805	
法 人 税 等 調 整 額	△5,091	△4,285
当 期 純 利 益		22,115



# ■ 監査報告

## 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第99期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、当社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査しました。

併せて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月10日

イオン株式会社 監査委員会

監査委員 林 眞 琴

監査委員 塚 本 隆 史

監査委員 キャリー ユー

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



## ■ご参考

### ●本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2024年5月29日付予定)

委 員 会 名	氏 名	※は委員会議長
監 査 委 員 会	※林 眞琴 塚本 隆史	キャリー ユー リシャル コラス
指 名 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2024年5月29日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役会長	岡 田 元 也	
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	井 出 武 美	GMS担当
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当
執 行 役	岡 田 尚 也	マレーシア担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、羽生有希、土谷美津子の各氏は、取締役を兼務する予定です。

※本株主総会の決議結果に関しては、2024年5月31日(金)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2024年6月11日(火)に更新し掲載予定ですので、ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

## ●株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め 公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) <a href="http://www.aeon.info/ir/">http://www.aeon.info/ir/</a>
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

### 1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 2 未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 3 マイナンバーについて

株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 4 書面交付請求について

書面交付請求は株主総会の基準日(2月末日)までに、お申出が必要です。ご希望の場合はお取引の証券会社又は株主名簿管理人にてお手続きをお願いします。なお、2024年3月1日以降のお申出に関しては、次回以降の株主総会より書面でお送りします。

## 「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。

### 【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。



株主の皆さまへ

**第99期定時株主総会資料**  
**(書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)**

2024年4月30日

**イオン株式会社**

証券コード:8267

# 目 次

## ■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 ..... 1頁
- 会社の体制および方針 ..... 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 ..... 6頁

## ■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 ..... 8頁
- 連結注記表 ..... 9頁

## ■計算書類

- 株主資本等変動計算書 ..... 33頁
- 個別注記表 ..... 34頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## ■事業報告

### ●当社の新株予約権等に関する事項

#### ① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	30個	3,000株	1名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	29個	2,900株	2名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	101個	10,100株	3名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	62個	6,200株	3名	1株当たり 1,618円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	64個	6,400株	4名	1株当たり 2,224円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	34個	3,400株	3名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	124個	12,400株	5名	1株当たり 2,001円	1株当たり 1円
第21回新株予約権 (2023年6月21日)	2023年7月21日～ 2038年7月20日	251個	25,100株	9名	1株当たり 2,568円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

#### ■新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要します。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員(当該役員在任中の職務執行の対価として交付されたもの)  
なし

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第21回新株予約権 (2023年6月21日)	2023年7月21日～ 2038年7月20日	164個	16,400株	19名	1株当たり 2,568円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様



## ●会社の体制および方針

### (1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

#### i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化のお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

#### ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

#### iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

#### iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

#### v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

**【取締役会の決議の概要】**

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

## 【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。これらを支える仕組みとして、内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。また、実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、当社では、他の業務執行から独立した内部監査担当部署として「経営監査室(専任29名)」を設置するとともに、グループ各社には内部監査部門もしくは内部監査責任者を配置し、グループ全体の監査活動について経営監査室が指導・支援する体制としております。

経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ各社に対する内部監査を行うとともに、グループ各社の内部監査実施状況をモニタリングすること等を通じ、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

コンプライアンス体制については、遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス意識の浸透・醸成を図るための研修を定期的実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度を2004年度より稼働させ、グループ全体のコンプライアンスの推進および課題解決に取り組んでいます。グループの内部通報制度の整備拡充として、2020年に国内各社を対象とした弁護士事務所通報窓口(役員が関与する不正行為専用窓口)を設置し、2021年には、海外(中国・アセアン他)各社を対象を拡大しました。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオン・マネジメントコミッティにリスク管理状況および対応を報告・提案しています。2023年度は、リスクマネジメント委員会を起点に引き続き子会社のガバナンス強化を最重要施策と位置づけた取り組みを進め、子会社取締役会の実効性強化、リスクマネジメント体制の整備に取り組みました。また、新たにリスクマネジメント委員会の分科会として人権デュー・ディリジェンス委員会を立ち上げ、イオングループを取り巻く重点人権課題の特定、評価、重点人権課題発生確率の低減に向けた取り組みの実効性強化を進めました。加えて事業継続に大きな影響を及ぼすサイバー攻撃への対応についても重点課題としてリスクマネジメント委員会にて取組状況を継続的にモニタリングしております。なお、特に影響度

の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予見・予知・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、防犯規程等の社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等を通じて、グループ共通の重要課題の審議や情報共有を行っています。特に重要な案件については、イオン・マネジメントコミッティ等で協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進めています。

## ●会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同志・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

### ② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能ですが、万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするよう所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般

の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるように、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件」を2021年5月26日開催の第96期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買取後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報（追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします）をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重したうえで、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2024年5月29日に開催予定の定時株主総会の終結時までです。

### ③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者の概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買取後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念（上記基本方針）に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、独立社外取締役が過半数である当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

## ■連結計算書類

### ●連結株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年3月1日残高	220,007	299,667	411,758	△22,936	908,498
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△30,854		△30,854
親会社株主に帰属する当期純利益			44,692		44,692
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分		40		2,407	2,448
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△11,370			△11,370
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△11,329	13,837	2,393	4,901
2024年2月29日残高	220,007	288,337	425,596	△20,543	913,399

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2023年3月1日残高	41,711	257	45,825	△3,716	84,077	1,173	976,482	1,970,232
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△30,854
親会社株主に帰属する当期純利益								44,692
自己株式の取得								△14
自己株式の処分								2,448
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△11,370
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	26,521	160	21,328	8,633	56,643	△18	55,442	112,067
連結会計年度中の変動額合計	26,521	160	21,328	8,633	56,643	△18	55,442	116,968
2024年2月29日残高	68,233	417	67,154	4,916	140,720	1,155	1,031,925	2,087,201



## ●連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1-1. 連結の範囲に関する事項

##### (1)連結子会社の数……309社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、(株)フジ、ミニストップ(株)、(株)いなげや、ウエルシアホールディングス(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドウ、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

##### (2)非連結子会社の数……9社

非連結子会社の名称：

(株)フジモーターズ、(株)フジ・ハートデリカ、(株)フジ・ハートクリーン、(株)フジファーム、(株)FNクリーン、(株)フジ・レンタルリース、(株)フジすまいるファーム飯山、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 1-2. 持分法の適用に関する事項

##### (1)持分法適用関連会社の数……25社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)メディカルー光グループ、(株)マリモ、イオンリート投資法人、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)フジモーターズ他13社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。  
(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

#### 1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の15社を新たに連結子会社としております。

設立：AEON MALL (CHANGSHA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、Life Design Fund 投資事業有限責任組合、Changsha Wangcheng Mall Investment Limited、Changsha Mall Xiangjiang New Area Commercial Development Co.,Ltd.、蘇州市金旺物業服務有限公司、蘇州市汾永物業服務有限公司、AEON (HUNAN) Co.,Ltd.

株式取得：

(株)いなげや、(株)サンフードジャパン、(株)サビアコーポレーション、(株)いなげやウィング、(株)いなげやドリームファーム、(株)ウエルパーク、愛服斯信貸服務系統軟件開發（天津）有限公司、(株)アスクメンテナンス

(2)以下の7社を連結の範囲から除外しております。

合併：清水商事(株)、イオンクレジットサービス(株)  
清算：(株)レッド・キャベツ、アコレ(株)、AEON CREDIT CARD (TAIWAN) CO.,LTD.、AEON TOPVALU MALAYSIA SDN.BHD.  
売却：カシウル西日本(株)

#### 1-4. 社名変更

以下の5社は当連結会計年度において、社名変更しております。

AEON BANK (M) BERHAD  
(旧社名：ACS DIGITAL BERHAD)  
愛服斯信貸服務系統軟件開發(天津)有限公司  
(旧社名：FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS  
(TIANJIN) CO.,LTD.)  
(株)東京イースト動物医療センター  
(旧社名：(株)東京イースト獣医協会動物医療センター)  
江蘇美特来物業服務有限公司  
(旧社名：浙江嘉来健康管理有限公司)  
永旺永樂服務管理集團有限公司  
(旧社名：Aeon Delight (Jiangsu) Comprehensive  
Facility Management Service Co., Ltd.)

#### 1-5. 持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の1社を新たに持分法適用関連会社としております。

株式取得：

(株)マリモ

(2)以下の3社を持分法適用関連会社から除外しております。

連結子会社へ移行：

(株)いなげや、(株)ウェルパーク、愛服斯信貸  
服務系統軟件開發(天津)有限公司

#### 1-6. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

AFSコーポレーション(株)他16社  
…………… 3月31日  
TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.  
…………… 6月30日  
AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.他110社  
…………… 12月31日

(2)上記に記載した129社のうち、AFSコーポレーション(株)他22社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しており

ます。また、他の106社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

#### 1-7. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

主として経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営業店舗) 20~39年

(事務所) 30~50年

(建物附属設備) 2~18年

(構築物) 2~44年

工具、器具及び備品 2~20年

そ の 他

(車両運搬具) 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

④ 使用权資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引使用权資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社

では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の国内連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

小売事業を営む一部の連結子会社は、店舗及びネットスーパー等のEコマースにおいて、主に食品、日用品、衣料品、医薬品、雑貨等の商品の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う履行義務を負っております。店舗での商品の販売については、通常、商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。なお、これらの商品の販売のうち、消化仕入等、当社の連結子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。Eコマースでの商品の販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社が実施するポイント制度においては、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 商業施設の運営に係る収益認識

ディベロッパー事業を営む一部の連結子会社は、テナントとの出店契約に基づき、当該連結子会社が運営する商業施設の管理者として、施設管理業務、設備に関する維持管理業務、テナントの便益となる販売促進活動等を実施する履行義務を負っております。これらのサービスは、履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。なお、顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき収益を認識しております。

④ 金融サービスに係る収益認識

金融事業を営む一部の連結子会社は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務等の金融サービスに係る役務の提供を行っており、顧客に対して当該役務の提供を行う履行義務を負っております。これらの役務の提供については、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額等で収益を認識しております。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)  
為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等  
通貨スワップ…外貨建借入金  
金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針  
為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に

基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

〔LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い〕を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、〔LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い〕（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金及び社債

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株) : 55,625百万円	20年
(旧株)ダイヤモンドシティ)	
ウエルシアホールディングス(株) :	
54,024百万円	20年
オリジン東秀(株) : 41,903百万円	20年
(株)イオン銀行 : 21,810百万円	20年

(1)責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大部分を占める責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

1-8. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という。）を導入しております。

ESOP信託に関する会計処理については、総額法を適用しており、ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は2,577百万円、1,115,400株、長期借入金（1年内返済予定含む）の帳簿価額は3,250百万円であります。

(連結子会社による持分取得の合意について)

当社の連結子会社であるイオンフィナンシャルサービス㈱（以下、「イオンフィナンシャルサービス」という。）は、2023年10月20日開催の取締役会において、ベトナムのファイナンス会社であるPost and Telecommunication Finance Company Limited（以下、「PTF」という。）の持分を取得し、イオンフィナンシャルサービスの完全子会社とする持分譲渡契約（以下、「本件契約」という。）を締結することを決議し、契約を締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

なお、本件はベトナムにおける関係法令上の手続き完了を前提に実施予定です。

(1)背景・目的

イオンフィナンシャルサービスは、1987年の香港から始まり、アジア10ヵ国で事業を展開し、それぞれの国や地域で、金融包摂（ファイナンシャルインクルージョン）に取り組んでいます。

当社グループでは、平均年齢が若く今後も経済成長が見込まれるベトナムを海外戦略の重要国と位置付け、小売事業の店舗網も拡大しております。イオンフィナンシャルサービスは、2008年に現地で事業を開始し、家電や二輪車等の自社割賦販売を中心に、お客さまの暮らしに密着したサービスの提供に取り組んでまいりました。今後、当社グループ一体となってベトナムにおけるイオン生活圏の拡大をさらに加速するため、現地で個人向けローン事業を展開するPTFの持分を取得することを決定しました。イオンフィナンシャルサービスの海外事業の第4の柱とすべく、成長戦略を強化するとともに、提供する商品・サービスのラインナップを拡充することで、ベトナムのお客さまの暮らしを豊かにするために取り組んでまいります。



## (2)異動する子会社の概要

(日本円：1ベトナムドン=0.0061円で換算)

1	名称	Post and Telecommunication Finance Company Limited		
2	所在地	No. 3, Dang Thai Than, Hoan Kiem, Hanoi		
3	代表者の役職・氏名	Nguyen Minh Thang, Chairman of the Members' Council		
4	事業内容	金融業		
5	資本金	1,550,000百万ベトナムドン(約94億円) ※		
6	設立年月日	1998年10月10日		
7	大株主及び持株比率	Southeast Asia Commercial Joint Stock Bank 100%		
8	イオンフィナンシャルサービスと当該会社との関係	資本関係	記載すべき事項なし	
		人的関係	記載すべき事項なし	
		取引関係	記載すべき事項なし	
9	当該会社の最近3年間の経営の成績及び連結財政状態 (単位：百万ベトナムドン)			
	決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
	純資産	512,629	540,836	749,476
	総資産	521,189	3,083,932	6,341,679
	純営業収益	17,858	146,488	677,348
	当期純利益又は当期純損失(△)	△47,301	28,206	208,640

※資本金は2022年12月期末時点

## (3)相手先の概要

(日本円：1ベトナムドン=0.0061円で換算)

1	名称	Southeast Asia Commercial Joint Stock Bank	
2	所在地	198 Tran Quang Khai, Ly Thai To Ward, Hoan Kiem District, Hanoi	
3	代表者の役職・氏名	Le Van Tan, Chairman of the Board of Directors	
4	事業内容	銀行業	
5	資本金	20,402,983百万ベトナムドン(約1,244億円) ※	
6	設立年月日	1994年3月25日	
7	純資産	26,232,220百万ベトナムドン(約1,600億円) ※	
8	総資産	231,423,056百万ベトナムドン(約1兆4,116億円) ※	
9	イオンフィナンシャルサービスと当該会社との関係	資本関係	記載すべき事項なし
		人的関係	記載すべき事項なし
		取引関係	記載すべき事項なし
		関連当事者への該当状況	記載すべき事項なし

※資本金、純資産、総資産は2022年12月期末時点

## (4)取得価額

1	異動前の議決権保有割合	0%
2	取得価額	4,300,000百万ベトナムドン(約262億円) (日本円：1ベトナムドン=0.0061円で換算)
3	異動後の議決権保有割合	100%

## (5)異動の日程

1	取締役会決議日	2023年10月20日
2	契約締結日	2023年10月20日
3	持分譲渡実行日	2024年(予定)

なお、本件契約における前提条件の充足状況により、持分譲渡実行日が前後する可能性があります。

## (6)今後の見通し

本件が当社の2025年2月期の連結計算書類に与える影響額は算定中であります。

(株)ツルハホールディングスとの資本業務提携契約の締結)

(株)ツルハホールディングス(以下、「ツルハHD」という。)、当社及び当社の連結子会社であるウエルシアホールディングス(株)(以下、「ウエルシアHD」という。)は、資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携契約」という。)を2024年2月28日に締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

#### (1)本資本業務提携等の目的及び理由

ツルハHD、当社及びウエルシアHDは、医療格差、健康格差及び地域間格差の拡大が大きな社会問題となる中、ドラッグストア業界においては、出店余地の減少、薬価の引き下げ、価格競争の激化等、事業環境の厳しさは増す一方であるものの、このような環境下においても、誰もがヘルス&ウエルネスのサービスを等しく受けられる社会を実現するためには、既存の業態の枠組みの中での成長にとどまらず、自らの業態の抜本的な変革を推進していく必要があると考えるに至りました。このような認識の下、ツルハHD、当社及びウエルシアHDは、各社の持つ経営資源を最大限に活用し、連携することにより、様々な分野でシナジーを発揮して、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限りない成長機会を創出し、もって地域生活者のより高質なヘルス&ウエルネスの実現を目的として、本資本業務提携契約を締結し、経営統合の協議を開始することといたしました。

本資本業務提携契約は、人々のヘルス&ウエルネスへの貢献において共通の理念を有するツルハHD、当社及びウエルシアHDが、三当事者間の尊敬と信頼による強いパートナーシップに基づき、相互の企業価値向上のために、ドラッグストア連合体の構築を図るものです。

#### (2)本資本業務提携の内容

##### ① 業務提携の内容

本資本業務提携契約において、ツルハHD、当社及びウエルシアHDが合意している業務提携の範囲は以下のとおりです。実際の実行項目の選

択、時期及び条件等の詳細については、別途、ツルハHD、当社及びウエルシアHDの間で誠実に協議し、決定してまいります。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

##### ② 資本提携の内容

本資本業務提携契約に基づく資本提携に係る合意は、概要、以下の(i)の取引を実施することの最終的な合意、並びに、以下の(ii)及び(iii)の各取引に関する基本的な合意をその内容としております。

これらの各取引が完了した場合、ウエルシアHDはツルハHDの完全子会社としてツルハグループに入り、また、ツルハHDは当社の連結子会社となるとともに、当社グループのヘルス&ウエルネス事業の中核子会社となります。

- (i) 後記「③当社によるオアシスからの株式取得等」に記載のとおり、当社は、ツルハHDの普通株式(以下、「ツルハHD株式」という。)を追加取得し、ツルハHDを持分法適用関連会社とします。
- (ii) ツルハHD及びウエルシアHDは、ツルハHDを親会社とし、ウエルシアHDを完全子会社とする株式交換の方法による経営統合を行います。なお、本資本業務提携契約の目的を達成するためのより良い方法がある場合、合意の上、他の方法を採用することができます。
- (iii) 上記(ii)の完了後、当社はツルハHD株式に係る議決権割合が過半数以上51%未満となる範囲で追加取得することにより、当社がツ

ルハHDを連結子会社とします。

ツルハHD、当社及びウエルシアHDは、本資本業務提携契約の締結以降、遅くとも2027年12月31日までに、上記(ii)及び(iii)の取引について最終合意し、当該最終合意に係る契約を締結することを目指し、誠実に協議・交渉することを合意しております。

③ 当社によるオアシスからの株式取得等

当社は、オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下、「オアシス」という。）が運用するファンドから、その保有するツルハHD株式6,600,000株を取得（以下、「本件株式取得」という。）することを含む以下の各取引の実施により、ツルハHDを持分法適用関連会社とする予定です。なお、以下の取引のうち(i)及び(ii)については、本書類提出日現在において実施済みです。

(i) まず、当社は、本件株式取得に先立ち、2024年3月5日に、当社が保有するツルハHD株式の一部を野村證券(株)（以下、「野村證券」という。）に売却いたしました。

- ・ 売却先の名称 野村證券株式会社
- ・ 株式譲渡契約日 2024年3月1日
- ・ 株式譲渡日 2024年3月5日
- ・ 売却した株式の数 3,530,000株
- ・ 売却価額 41,583百万円
- ・ 売却により減少した議決権比率 7.26%

(ii) その後、当社は、2024年3月13日に、オアシスから本件株式取得を実行したことにより、当社が保有するツルハHD株式の議決権比率を19.92%といたしました。

- ・ 取得先の名称  
オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド  
(Oasis Management Company Ltd.)
- ・ 株式譲渡契約日 2024年2月28日
- ・ 株式取得日 2024年3月13日
- ・ 取得した株式の数 6,600,000株
- ・ 取得価額 102,300百万円
- ・ 取得により増加した議決権比率 13.58%

・ 取得後の議決権比率 19.92%

(iii) その後、当社は、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したことを条件に、ツルハHD株式を保有する者（野村証券を含みますが、これに限りません。）より、上記(i)で野村証券に売却した株式数と同数のツルハHD株式を取得する予定です。

上記(i)から(iii)の各取引の実施により、当社が保有するツルハHD株式の議決権比率は約27.2%となり、ツルハHDは当社の持分法適用関連会社になることが見込まれます。

なお、当社が上記(ii)及び(iii)の取引によりツルハHD株式を取得することは、それぞれ議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたします。

(3)ツルハHDの概要

(2023年5月15日現在)

名称	(株)ツルハホールディングス
事業内容	グループ会社の各種事業戦略の実行支援及び経営管理
資本金	11,520百万円
総資産（連結）	539,830百万円
売上高（連結）	970,079百万円

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 2-1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」〔企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。〕を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### 3-1. 連結損益計算書関係

(1)前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別利益」に区分掲記しております。また、「特別利益」に区分掲記しておりました「受取保険金」及び「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

(2)前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「店舗閉鎖損失」及び「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別損失」に区分掲記しております。また、「特別損失」に区分掲記しておりました「災害による損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にかかる連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度にかかる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 4-1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,414,988
無形固定資産	375,251
投資その他の資産 その他 ※	149,731

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「6. 連結損益計算書に関する注記 6-4. 減損損失」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損損失の認識に至った経緯については、「6. 連結損益計算書に関する注記 6-4. 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

#### ② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃、光熱費等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

## 4-2. 繰延税金資産の回収可能性

## (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	157,799

## (2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

## ① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたっては、当社及び連結子会社の各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

## ② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかで判断しておりますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

## ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積りや税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4-3. 貸倒引当金

## (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	122,751

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品にかかる貸倒引当金の金額の内訳については、「8. 金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

## (2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

## ① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載のとおりであります。

## ② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

## ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の予測を大きく上回る変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「8. 金融商品に関する注記」に記載しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

## 5-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	572,248百万円
銀行業における買入金銭債権	58,546百万円
保険業における有価証券	15,873百万円
その他	21,604百万円
合計	668,271百万円

## 5-2. 棚卸資産の内訳

商品	612,182百万円
原材料及び貯蔵品	13,109百万円
合計	625,291百万円

## 5-3. 有形固定資産減価償却累計額

3,357,466百万円

## 5-4. 担保に供している資産及び対応する債務

## (1)担保に供している資産

建物等	35,783百万円
土地	22,421百万円
有価証券	34,543百万円
売掛金及び営業貸付金	4,561百万円
合計	97,309百万円

## (2)対応する債務

短期借入金	36,673百万円
流動負債 その他	10百万円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	54,774百万円
預り保証金（1年内返済予定分を含む）	1,112百万円
固定負債 その他	341百万円
合計	92,911百万円

## 5-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	14百万円
差入保証金（1年内返済予定分を含む）	25百万円
合計	39百万円

## 5-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
差入保証金	45,000百万円
合計	45,015百万円

## 5-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

## 5-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。



### 5-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	10,536,297百万円
貸出実行額	556,926百万円
差引：貸出未実行残高	9,979,371百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,564百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,015百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は59,535百万円であり、1

年以内に融資実行の可能性のあるものは、16,933百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

### 5-10. 保証債務等

(1)債務保証 34,103百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 6-1. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

### 6-2. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

### 6-3. 固定資産売却益の主な内訳

物件名	金額（百万円）
イオン海老名ショッピングセンター	2,350
イオン今池店	2,095
イオンモール名取	2,009
その他	1,189
合計	7,645

## 6-4. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

## ①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	102	3,086
		関東	128	3,790
		中部	56	4,946
		西日本	104	4,773
遊休資産	土地	北日本	2	0
合計			392	16,597

## ②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	中部	111	883
		西日本	251	6,405
	建物等	北日本	48	50
		関東	435	4,822
		中華人民共和国他	13	18
遊休資産	土地及び建物等	西日本	9	88
	建物等	中部	1	3
合計			868	12,272

## ③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	5	324
		関東	59	920
		中部	5	150
		西日本	1	14
合計			70	1,409

## ④ヘルス&amp;ウエルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	関東	92	911
		中部	66	2,461
		西日本	147	2,637
—	建物等	北日本	18	638
—	のれん	関東	—	350
遊休資産	土地	西日本	1	1
合計			324	7,001

## ⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	5	21
		関東	28	543
		中部	11	47
		西日本	29	122
		フィリピン共和国	2	372
		ベトナム 社会主義共和国	1	191
合計			76	1,297

## ⑥ディベロッパ―事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	2	53
		関東	4	53
		中部	3	11
		西日本	2	2
		中華人民共和国	3	1,959
合計			14	2,079

## ⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	73	205
		関東	206	785
		中部	85	217
		西日本	167	827
		中華人民共和国他	93	1,690
—	のれん	中華人民共和国	—	316
合計			624	4,043

## ⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	4	462
		マレーシア	3	648
合計			7	1,110

## ⑨その他の事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	14
		中部	1	2
		西日本	1	18
合計			3	35

## (2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない国内の資産グループについては、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## (3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	25,182
土地	1,125
工具、器具及び備品	10,291
のれん	667
リース資産	5,102
その他※	3,479
合計	45,848

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

## (4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

## (5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）又は処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる割引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローが見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものとして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用して

[連結]

おり、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として2.7%～19.1%を使用しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

7-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	—	—	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	17,080 (2,136)	4 (—)	1,061 (1,021)	16,023 (1,115)	注1、2

注1：当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

注2：当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

7-2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1-1) 2023年4月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 15,427百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 18円
- ④基準日 2023年2月28日
- ⑤効力発生日 2023年5月2日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2023年2月28日基準日：2,136,600株)に対する配当金が含まれております。

(1-2) 2023年10月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 15,427百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 18円
- ④基準日 2023年8月31日
- ⑤効力発生日 2023年10月30日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2023年8月31日基準日：1,590,400株)に対する配当金が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年4月10日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 15,427百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 18円
- ④基準日 2024年2月29日
- ⑤効力発生日 2024年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2024年2月29日基準日：1,115,400株)に対する配当金が含まれております。

## 7-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第11回新株予約権	普通株式	6
第13回新株予約権	普通株式	2
第15回新株予約権	普通株式	9
第16回新株予約権	普通株式	25
第17回新株予約権	普通株式	19
第18回新株予約権	普通株式	16
第19回新株予約権	普通株式	15
第20回新株予約権	普通株式	34
第21回新株予約権	普通株式	39
合計		170

## 8. 金融商品に関する注記

## 8-1. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借

入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む国内連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にそ

の支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (9)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行って

おります。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、リスク量として主にバリュエーション・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

#### ② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進



委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

### (4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2024年2月29日現在の金額は22,929百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施してありません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

### (5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「8-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注)をご参照下さい。）また、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,957,426 △78,522		
	1,878,903	1,897,899	18,995
(2)有価証券			
①銀行業における有価証券(※2)	572,248	572,394	146
②銀行業における買入金銭債権	58,546	58,546	—
③保険業における有価証券	15,873	15,873	—
④その他	21,604	21,603	△0
	668,271	668,417	145
(3)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	559,747 △58,678		
	501,068	501,706	638
(4)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	2,663,103 △5,295		
	2,657,807	2,689,410	31,602
(5)投資有価証券 関係会社株式等 その他有価証券	62,115 207,942	78,163 207,940	16,048 △2
	270,057	286,104	16,046
(6)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	423,700 △2,864		
	420,836	397,134	△23,701
資産計	6,396,945	6,440,672	43,726
(1)銀行業における預金	4,533,233	4,533,151	△81
(2)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,118,567	1,096,838	△21,729
(3)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,592,495	1,587,759	△4,736
(4)リース債務 (流動及び固定負債)	383,678	391,726	8,048
(5)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	278,298	273,578	△4,719
負債計	7,906,273	7,883,054	△23,218
デリバティブ取引(※3)	9,238	9,238	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業にお

ける貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しております。

(※2) 銀行業における有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示をしております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1)	22,169
組合等出資金(※2)	10,676

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合等出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 8-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

## 時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
銀行業における有価証券	168,731	351,126	21,323	541,181
銀行業における買入金銭債権	—	—	58,546	58,546
保険業における有価証券	—	15,873	—	15,873
投資有価証券				
その他有価証券	198,059	579	8,495	207,133
資産計	366,790	367,579	88,364	822,734
デリバティブ取引	—	9,238	—	9,238

銀行業における有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表価額は2,329百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	125,663	1,772,235	1,897,899
有価証券				
銀行業における有価証券	6,073	2,855	19,956	28,884
その他	—	21,603	—	21,603
営業貸付金	—	402	501,303	501,706
銀行業における貸出金	—	—	2,689,410	2,689,410
投資有価証券				
関係会社株式等	78,163	—	—	78,163
その他有価証券	—	806	—	806
差入保証金 (1年内償還予定分を含む)	—	397,134	—	397,134
資産計	84,237	548,465	4,982,906	5,615,609
銀行業における預金	—	4,533,151	—	4,533,151
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	1,096,838	—	1,096,838
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	1,587,759	—	1,587,759
リース債務 (流動及び固定負債)	—	391,726	—	391,726
長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	—	273,578	—	273,578
負債計	—	7,883,054	—	7,883,054

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

## 受取手形及び売掛金

金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。金融サービス業以外の連結子会

社の受取手形及び売掛金の時価は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 有価証券、投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。債券及び買入金銭債権のうち、取引所の価格及び取引金融機関等から提示された相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できないものは主にレベル3の時価に分類しております。上場投資信託については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

#### 営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートで割り引いて算定しております。算定にあたり、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

#### 銀行業における貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組

貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

#### 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

### 負債

#### 銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## 社債、長期借入金、リース債務

社債は市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは、市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。店頭取引については、取引相手方及び当社グループの信用リスクに関する調整(CVA、DVA)を行っております。取引所取引については主にレベル1の時価、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価のいずれかに分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### 9-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

### 9-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
1,439,535	1,962,637

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

## 10. 収益認識に関する注記

### 10-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位:百万円)

	報告セグメント					総合金融
	GMS	SM	DS	ヘルス&ウエルネス		
商品売上高	3,122,320	2,672,291	390,739	1,232,295	-	
サービス収入等	40,988	53,779	7,595	798	1,592	
顧客との契約から生じる収益	3,163,309	2,726,071	398,335	1,233,094	1,592	
その他の収益(注)3	124,192	42,219	872	1,234	423,130	
外部顧客への営業収益	3,287,501	2,768,291	399,207	1,234,329	424,722	

	報告セグメント				その他(注)1
	ディベロッパー	サービス・専門店	国際	計	
商品売上高	1	442,416	431,744	8,291,810	4,675
サービス収入等	132,849	147,720	37,139	422,464	6,247
顧客との契約から生じる収益	132,851	590,136	468,884	8,714,275	10,923
その他の収益(注)3	250,800	1,716	35,585	879,752	0
外部顧客への営業収益	383,652	591,853	504,469	9,594,027	10,924

	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書 計上額
商品売上高	8,296,486	40,790	8,337,277
サービス収入等	428,712	△92,478	336,233
顧客との契約から生じる収益	8,725,198	△51,688	8,673,510
その他の収益 (注) 3	879,753	293	880,046
外部顧客への 営業収益	9,604,951	△51,394	9,553,557

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デジタル事業等を含んでおります。

- 2 「調整額」の区分は、当該事業セグメントの業績表示に適した取引について組み替えている調整額及び、事業セグメントに帰属しない本社、商品供給等を行っている会社の収益であります。
- 3 「その他の収益」は主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく定期借家テナント賃料や「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づくカードキャッシング利息等であります。

#### 10-2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 10-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

##### (1)契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)  
109,031百万円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高)  
117,941百万円

連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。

契約負債 (期首残高) 243,376百万円  
契約負債 (期末残高) 227,520百万円

##### (2)残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務に配分した取引価格は、主に商品券、ポイント、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であります。商品券は使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。ポイントは履行義務の充足に応じて今後2年の間で収益を認識することを見込んでおります。テナントとの出店契約に基づく共益費収入等は、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,231円59銭  
1株当たり当期純利益金額 52円25銭  
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 52円21銭

##### (注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益 44,692百万円  
普通株主に帰属しない金額 一百万円  
普通株式に係る親会社株主に  
帰属する当期純利益 44,692百万円  
普通株式の期中平均株式数 855,365,291株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益  
金額の算定に用いられた親会社株主に  
帰属する当期純利益調整額 △26百万円  
普通株式増加数 176,555株  
(うち新株予約権) (176,555株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式1,115,400株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、1,629,096株であります。



## ■計算書類

## ●株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2023年3月1日残高	220,007	316,894	54	316,949	11,770	3,823	45,500	21,406	82,499
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△121		121	—
別途積立金の取崩高							△10,000	10,000	—
剰余金の配当								△30,854	△30,854
当期純利益								22,115	22,115
自己株式の取得									
自己株式の処分			40	40					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	40	40	—	△121	△10,000	1,382	△8,739
2024年2月29日残高	220,007	316,894	94	316,989	11,770	3,701	35,500	22,788	73,760

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2023年3月1日残高	△22,871	596,585	53,336	220	53,557	309	650,452
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高		—					—
別途積立金の取崩高		—					—
剰余金の配当		△30,854					△30,854
当期純利益		22,115					22,115
自己株式の取得	△14	△14					△14
自己株式の処分	2,407	2,448					2,448
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			22,584	△146	22,437	53	22,490
事業年度中の変動額合計	2,393	△6,305	22,584	△146	22,437	53	16,184
2024年2月29日残高	△20,478	590,279	75,920	74	75,995	362	666,637

## ●個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

……時価法

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用  
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ②無形固定資産

……定額法

##### ③長期前払費用

……定額法

#### (3)引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権に  
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等  
特定の債権については個別に回収可能性を検  
討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に

備え、支給見込額のうち当事業年度に負担す  
る金額を計上しております。

##### ③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末にお  
ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基  
づき、当事業年度末において発生していると  
認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の  
平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）に  
よる定額法により翌事業年度から費用処理す  
ることとしております。

##### ④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、  
当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額  
の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、  
投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込  
額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

#### (4)収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として投資先である関係会社の  
事業活動の管理を行っております。当社の主な収益は、  
関係会社受取配当金及び関係会社受入手数料となってお  
ります。このうち関係会社受入手数料は、契約に基づき  
概ね一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識  
しております。

#### (5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場によ  
り円貨に換算し、換算差額は損益として処理してお  
ります。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約に  
ついては、振当処理によっております。また、  
特例処理の要件を満たす金利スワップについ  
ては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

……（ヘッジ手段）（ヘッジ対象）  
 為替予約 ……外貨建金銭債権債務  
 金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6)追加情報

（従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法）  
 連結計算書類に当該注記をしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円未満切捨)

	当事業年度
関係会社株式（注1）	529,649
関係会社出資金（注1）	36,202
投資等損失引当金（投資その他の資産）	△17,193
投資等損失引当金（固定負債）	108,893

（注1）貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価額の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額その他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定

の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額  
20,618百万円

(2)保証債務等  
経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権額 23,804百万円  
短期金銭債務額 174,602百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額（期末残高172,416百万円）を預り金に計上しております。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
営業取引による取引高 71,491百万円  
営業取引以外の取引高 6,344百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	16,998	4	1,061	15,941	注1,2,3

(注1) 当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式1,115千株を含めて記載しております。

(注2) 当期増加株式数は、単元未満株式4千株の買取りによるものであります。

(注3) 当期減少株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却1,021千株、新株予約権の行使39千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡0千株によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	103百万円
未払事業税	148百万円
未確定債務	54百万円
有形固定資産	25百万円
貸倒引当金	18百万円
投資有価証券及び関係会社株式	55,698百万円
投資等損失引当金	38,456百万円
税務上の繰越欠損金	6,755百万円
その他	435百万円

繰延税金資産小計 101,696百万円

将来減算一時差異の合計に係る

評価性引当額 △69,405百万円

評価性引当額小計 △69,405百万円

繰延税金資産合計 32,290百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △1,624百万円

グループ法人税制に基づく  
投資有価証券売却益 △102百万円

その他有価証券評価差額金 △33,001百万円

繰延ヘッジ損益	△32百万円
その他	△16百万円
繰延税金負債合計	△34,777百万円
繰延税金負債の純額	△2,486百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 (調整)	30.5%
受取配当金等一時差異ではない項目	△52.1%
評価性引当額の増減	3.0%
繰越欠損金	△4.7%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	△0.4%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△24.0%

らず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。

(注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注4) 関係会社の会社清算に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	イオンリテール(株)	所有直接	100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	142,006	短期貸付金	143,550
					利息の受取 (注1)	2,335	未収収益	568
	(株)ダイエー	所有直接	100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	38,748	短期貸付金	34,900
					利息の受取 (注1)	689	未収収益	169
	イオンマーケット(株)	所有直接	100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	31,699	短期貸付金	31,520
					利息の受取 (注1)	564	未収収益	141
	イオンマーケティング(株)	所有直接	85.10	消費寄託契約 間接	消費寄託契約に基づく 預り金	35,683	預り金	37,109
					利息の支払 (注3)	25	未払費用	6
	マックスバリュ東海(株)	所有直接	64.71	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金	22,479	預り金	28,000
利息の支払 (注3)					16	未払費用	4	
ミニストップ(株)	所有直接	48.77	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金	21,583	預り金	14,000	
				利息の支払 (注3)	15	未払費用	3	
アコレ(株)	なし	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	5,002	—	—	
(株)レッドキャベツ	なし	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	4,168	—	—	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれてお

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 778円37銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 25円85銭